

特別区設置協定書について (説明パンフレット)



平成 27 年 5 月 17 日（日曜日）に大阪市における特別区の設置についての住民投票が行われます。

投票日にご予定がある方は、4 月 28 日（火曜日）から 5 月 16 日（土曜日）まで、区役所等で期日前投票や不在者投票ができます。

ぜひとも投票をしてください。

平成 27 年 4 月
大阪市

「特別区設置協定書」について

大阪市長 橋下 徹

■はじめに

5月17日、大阪市民の皆さんを対象に住民投票が行われます。これは、3月に大阪府、大阪市の両議会で承認された「特別区設置協定書」について、住民の皆さんに「賛成」か「反対」かの判断をお願いするものです。「協定書」の内容は、皆さんになじみがなく、少しわかりにくいかかもしれません。しかし、大阪の未来を決める大切な住民投票です。

ここでは、なぜ私が「協定書」を提案し、市民の皆さんの判断を求めるに至ったか、その背景にあるものは何か、ということについて、大阪府知事と大阪市長、2つの役所の「長」の経験を通じた私の考えをご説明します。

■「大阪府知事」「大阪市長」の経験を通じて

【二重行政の無駄をなくす ～無駄をなくして医療・福祉・教育の充実と大阪の発展を～】

大阪府と大阪市には二重行政の無駄がある、とよく言われます。

知事の仕事は、大阪全体の発展のために大阪府全体の仕事を行うことです。一方、市長の本来の仕事は、医療・福祉・教育など、住民の皆さんの身近な問題を解決し、きめ細かなサービスを提供することにあります。しかし、大阪市長は、こうした本来の仕事以外に、鉄道、高速道路といった、知事と同じような仕事もしています。大阪府と大阪市という2つの役所は、それぞれが大きな「予算」を持ち、似たような「仕事」をしている。そして、2つの「仕事」が重なり合うことで、莫大な無駄を生んできました。

大阪府が659億円をかけて建てたりんくうゲートタワービル、大阪市が1,193億円をかけて建てたWTCビル、2つで高さを競い合い、結局2つとも破綻。府が関西国際空港対岸を開発すれば、市は大阪湾を埋め立てる。そしてその失敗のツケは市民、府民に回される。こうした例を数え上げれば、きりがありません。

「どうにかしてこの無駄を止めたい。」、そして、「そのお金を、医療・福祉・教育などの住民サービスや、大都市・大阪の発展のために使いたい。」、その思いが「協定書」の原点です。

【大都市戦略の必要性】

私は、小学校4年生まで東京に住んでいました。その頃に比べると、現在の東京の発展ぶりには、目をみはるものがあります。

鉄道ネットワークはますます充実。JR山手線内にはりめぐらされた地下鉄網と私鉄が相互に乗り入れ、首都圏のどこに行くにも便利です。また、新宿と羽田空港を20分で結ぶ「首都高速中央環状線」が、計画から50年を経て全線開通。さらには、オリンピック開催を見据え、首都圏全体を見渡したダイナミックな都市づくりが進んでいます。

一方、大阪はどうでしょうか。大阪には、50年先の将来を見据えた、大阪全体の発展を感じさせる計画がありません。知事になって驚いたことは、「大阪市内は大阪市長の管轄、大阪市域外は大阪府知事の管轄」という役所の考え方です。しかし、大阪の発展を考えるのに、大阪市内だけを見ていては狭すぎますし、大阪市域外だけというのもおかしな話です。いつまでも市内、市外、という「縛張り」意識にとらわれず、大阪全体のダイナミックな発展を実現する大都市戦略が必要です。そのためには、大阪都市圏全体の大都市戦略の司令塔として、大阪府庁を生まれ変わらせなければなりません。

■改めて、「大阪市長」として

【市民の気持ちに寄り添うこと】

知事の仕事は、大阪全体を大きくとらえ、大局的に判断することにあります。市長の本来の仕事では、270万人の市民の声を聞き、しっかりと応えることが求められています。それが、選挙で選ばれた政治家の役割です。

たとえば、子どもたちの通学路の安全を守るという仕事があります。それには、通学路のどこに危険があるか、どこに防犯カメラを設置するのが効果的かといったことを、市長として知っておかなければなりません。しかし、大阪市内の学校は、小・中合わせて約430校。そのすべての通学路の状況を、1期4年という市長の任期中に、地域の声を直接聞きながら自分の目で確かめるなど、到底できることではありません。

また、保育所や高齢者施設など、住民の皆さんに必要な施設を確保するという仕事もあります。それには、それぞれの地域の状況がどうなっているのか、住民の皆さんがどう考えているかということを、選挙で選ばれた者として、肌で感じ取っておかなければなりません。しかし、これも市長一人では限界があります。

私は、市長として仕事をする中で、ここに忸怩たる思いを持ってきました。もちろん、私のかわりに職員が地域に出かけ、資料をまとめ、私の仕事をサポートしてくれます。しかし、それぞれの地域にはそれぞれの「息づかい」があり、資料で見ると現場で感じるとでは、大きな差があります。そして、その感覚の差が、判断にも影響します。資料をもとに下す判断では、どうしても市内一律になってしまいます。

「自分の判断は本当に住民の皆さんに気持ちに寄り添うことができているのか」という悩み、もどかしさから、「特別区の設置」という案は生まれました。「協定書」では、人口270万人の大都市を、人口35万人から70万人までの5つの特別区に再編することとしています。たとえるなら、現在の大都市長は「270人学級の担任」で、生徒一人ひとりの状況に対応することができません。せめて、それを5つの学級に再編し、それに担任の先生(=選挙で選ばれる「特別区長」)を置いてほしい、という思いなのです。

■「今ままでもできる」のか、「一から作り直す」のか

特別区を設置するためには、庁舎建設やシステムの改修などで、最初に約600億円の費用がかかると試算しています。この費用が「もったいない」という意見もあります。

しかし、大阪府と大阪市を再編し、特別区を設置することで、

- ① 二重行政の無駄=税金の無駄遣いが解消されること。
- ② 大阪全体の戦略をたてることで、大都市として発展の道がひらけること。
- ③ 何よりも、住民の皆さんのが声を汲み取り、応えることができる自治の仕組みになること。

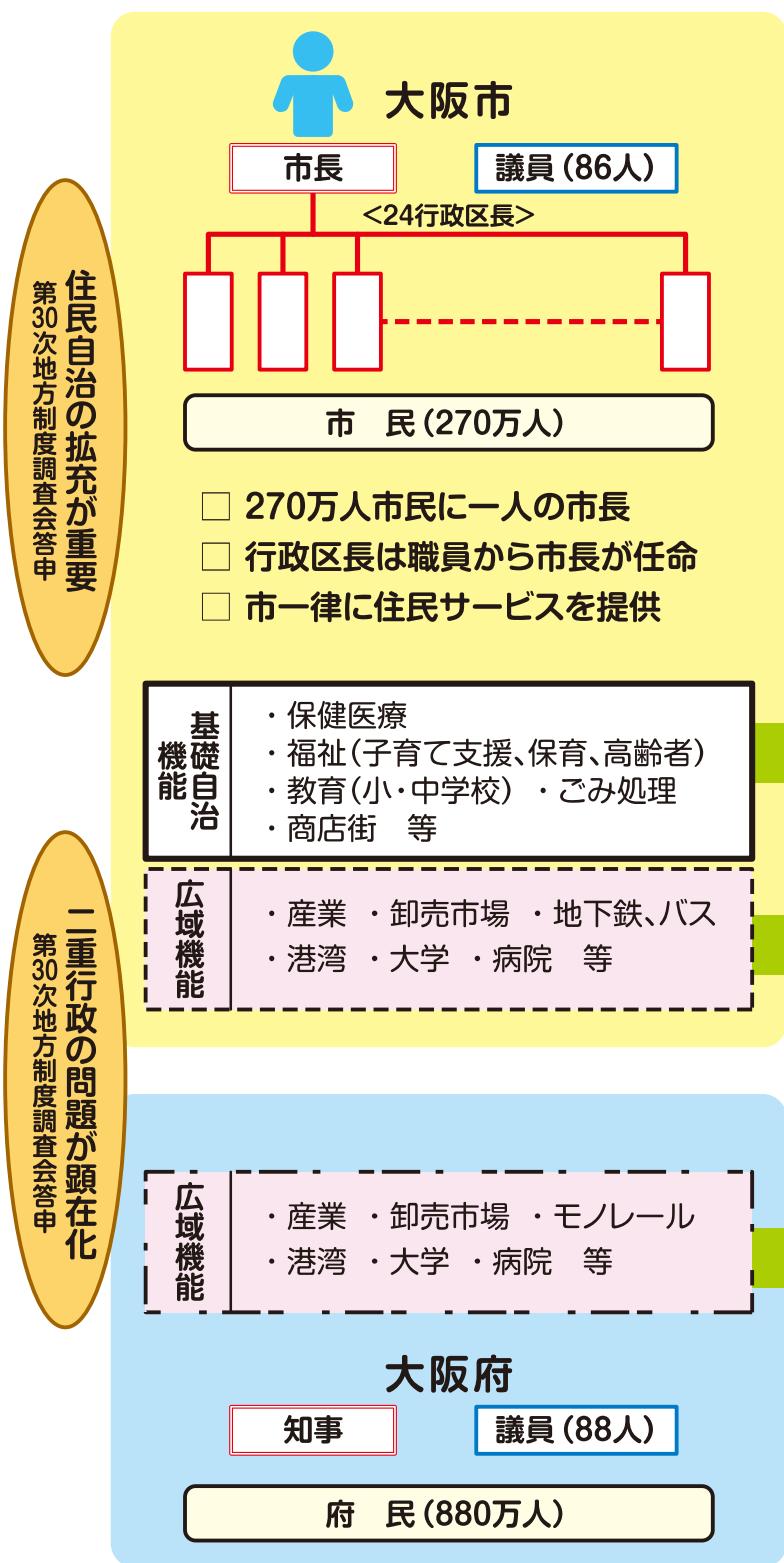
这样一个大きなメリットが生まれます。しかも、行政改革を進めれば、この600億円を差し引いても、17年間で2,700億円にのぼるお金を生み出すことができるのです。特別区設置は、お金の話に加えて、大阪が抱える問題を根本的に解決し、次世代のために新しい大阪を創り上げる、唯一の切り札であると考えています。

また、「大阪府・大阪市のままでも話し合いにより問題は解決できる。」あるいは、「大阪市のままでも発展できるし、住民の意見をしっかり汲み取ることができる。」という声も聞きます。しかし、本当に今まで問題解決ができるのでしょうか。知事と市長、両方の経験を通じた私の考えは、上に述べたとおり、大阪府と大阪市という役所を一から作り直し、未来の大阪にふさわしい姿にしたいということです。

「今ままでもできる」のか、「一から作り直す」のか、ぜひ両方の意見に耳を傾けてください。そして、どちらの方が大阪のためになるのか、市民の皆さんおひとりに判断していただきたいと思います。

協定書の

現在



基礎・広域

住民に基礎

- 事務の分担
 - ・保健医療
 - ・福祉(子育て支援)
 - ・教育(小・中学校)
 - ・ごみ処理
 - ・商店街

- 職員体制
- 財産(土地・建物等)

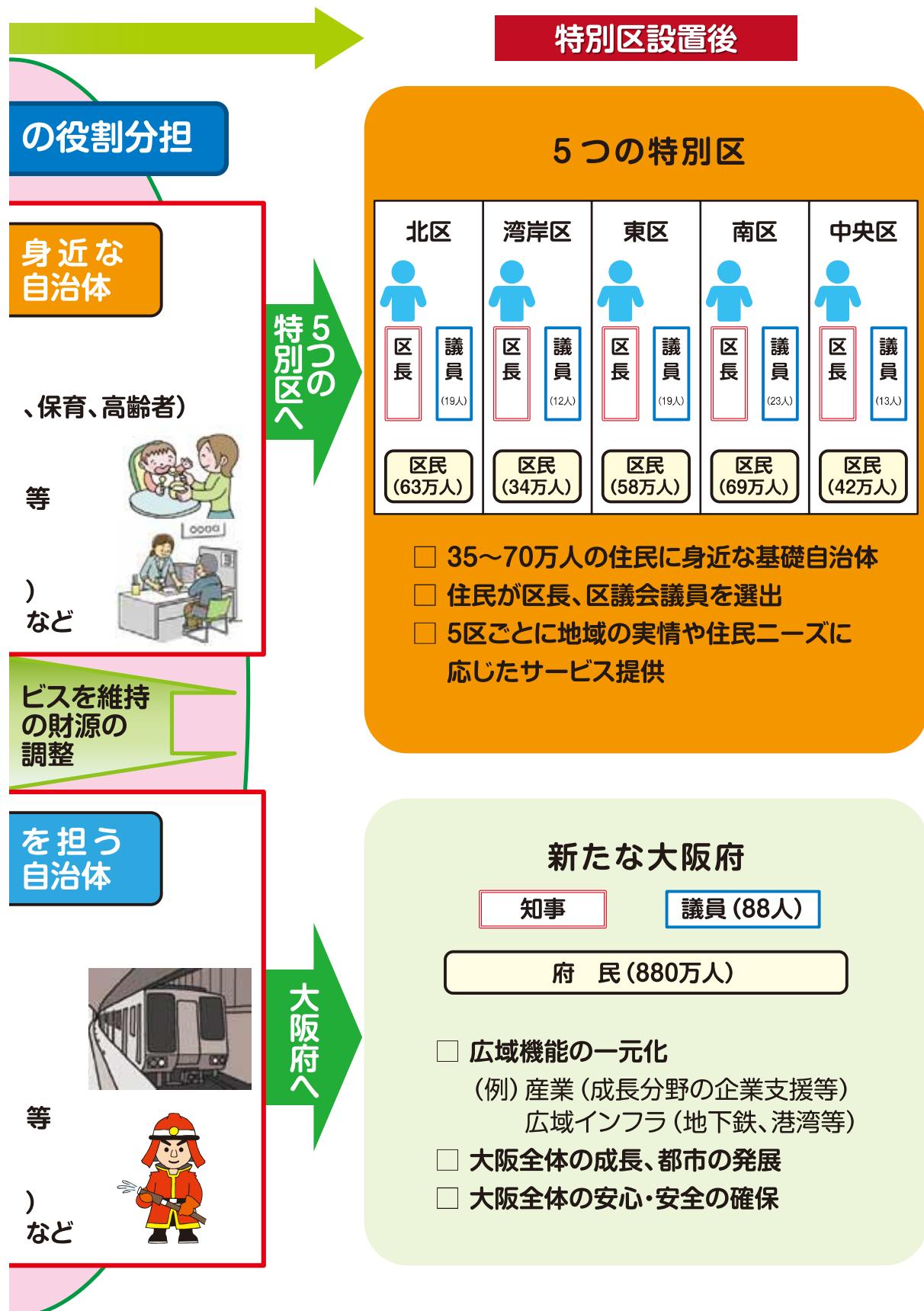
■市民サービスするため確保・

都市経営広域

- 事務の分担
 - ・産業・卸売市場
 - ・地下鉄、バス
 - ・モノレール
 - ・港湾
 - ・大学・病院
 - ・消防、救急

- 職員体制
- 財産(土地・建物等)

イメージ



もくじ

「特別区設置協定書」について	1
協定書のイメージ	3
特別区とは、協定書とは、今後のスケジュール	6
協定書策定までの背景・経緯	7

①～⑪特別区設置協定書の内容等

①特別区の設置の日	8
②特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数	8
③特別区の概要	
I 北区	9
II 湾岸区	10
III 東区	11
IV 南区	12
V 中央区	13
④町の名称	14
⑤特別区と大阪府の事務の分担	15
⑥職員の移管(特別区の職員体制)	17
⑦税源の配分・財政の調整	19
⑧大阪市の財産の取扱い	21
⑨大阪市の債務の取扱い	23
⑩一部事務組合、機関等の共同設置	24
⑪大阪府・特別区協議会(仮称)～大阪府と特別区の連絡調整の場～	25

⑫長期財政推計とその考え方

⑫各特別区の長期財政推計[粗い試算]	26
--------------------	----

よくある質問、住民説明会

みなさんからよくある質問にお答えします	31
説明会の開催日時及び会場	33
説明会会場地図	35

特別区とは

特別区とは、一般の市と同じように、市民に近い行政を担う基礎的な自治体です。

また、大阪府とは、法令上の権限は重なりません。

特別区は、市民のみなさんにより選挙で選ばれた区長や区議会議員で運営され、条例制定や課税、予算編成などの権限を持ち、それぞれの区で独自の施策を行うことができます。

【参考】

(行政区【皆さんお住まいの区】とは)

皆さんお住まいの行政区とは、政令指定都市内に事務処理のために設置されたもので、区長は市長が任命する職員であり、議会を区ごとには設置することができません。また、条例制定や課税、予算編成などの権限を持っていません。

(政令指定都市とは)

政令指定都市とは、国の政令で指定する人口50万人以上の市で、一般的な市や中核市が行う事務を超えた大阪府事務(例:児童相談所の設置等)も行うことができる自治体のことです。

(例:大阪市、神戸市など)

(中核市とは)

中核市とは、国の政令で指定する人口20万人以上の市で、一般的な市が行う事務を超えた事務(例:保健所の設置)を行うことができる自治体のことです。(例:豊中市、高槻市、東大阪市など)

協定書とは

特別区設置協定書は、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づき、特別区の設置の日や区の名称及び区域、さらには事務の分担など、特別区の設置に際して必要な事項を記載したものです。

今後のスケジュール

平成27年5月17日
住民投票

[大阪市民による
特別区設置の賛否]

移行準備 約2年間
賛成の票数が有効投票の
半数を超える場合

平成29年4月
特別区設置

反対の票数が有効投票の
半数以上の場合は

特別区は設置
されません

今回の住民投票は投票者数にかかわらず成立し、賛成の票数が有効投票(賛成票と反対票を合計した総数)の半数を超える場合は、特別区設置協定書に基づき大阪市が廃止され、特別区が設置されます。反対の票数が有効投票の半数以上の場合は、特別区は設置されません。

協定書策定までの背景・経緯

大阪府・大阪市では、長年にわたり、広域行政の一元化など大阪にふさわしい新たな大都市制度について検討してきました。

平成24年4月から、府・市の条例に基づき、知事、市長、府議会議員、市会議員で構成される協議会で、大阪の実情に応じた大都市制度の実現に向けた議論を行い、国における大都市制度の法整備につなげ、平成25年2月からは、法律に基づく協議会を立ち上げ、特別区のあり方を議論のうえ、協議会において協定書(案)が取りまとめられました。

平成27年2月には、総務大臣から「特段の意見はありません」との回答を受けて、協定書を府・市両議会へ提案し、同年3月に両議会において承認されました。

【これまでの協議経過】

H24.4～H25.1 大阪にふさわしい大都市制度推進協議会(府・市条例設置) 7回開催

■国に先駆けて、大阪から大阪にふさわしい大都市制度について議論

- ・現在の大坂府・市における二元行政や二重行政の現状や弊害
- ・大阪市を特別区に再編する必要性と、特別区の設置による住民サービスなどへの効果等

(参考)

○大都市地域における特別区の設置に関する法律(H24.8成立)

→特別区を設けるための手続きなどについて定め、地域の実情に応じた多様な大都市制度を創ることができる法律の制定。

○第30次地方制度調査会専門小委員会中間報告(H24.12)

→政令指定都市では、50年以上にわたり制度の基本的な枠組みが変更されておらず、市役所組織が大規模化し、住民との距離は遠くなる傾向。住民に身近なサービスを住民により近い組織で提供し、住民が参画しやすい仕組みの検討が必要との指摘。

H25.2～ 大阪府・大阪市特別区設置協議会(法律設置) 23回開催

■広域機能の一元化や特別区の設置など推進協議会での議論を踏まえ、大阪市の区域における特別区設置協定書の作成に向けた具体的な協議を実施

- ・設置の日、区の名称・区域、財産、議会、事務分担、財政調整、職員等

H27.1 第21回協議会 協定書(案)の取りまとめ

H27.2 総務大臣から協定書(案)について「特段の意見はありません」との回答

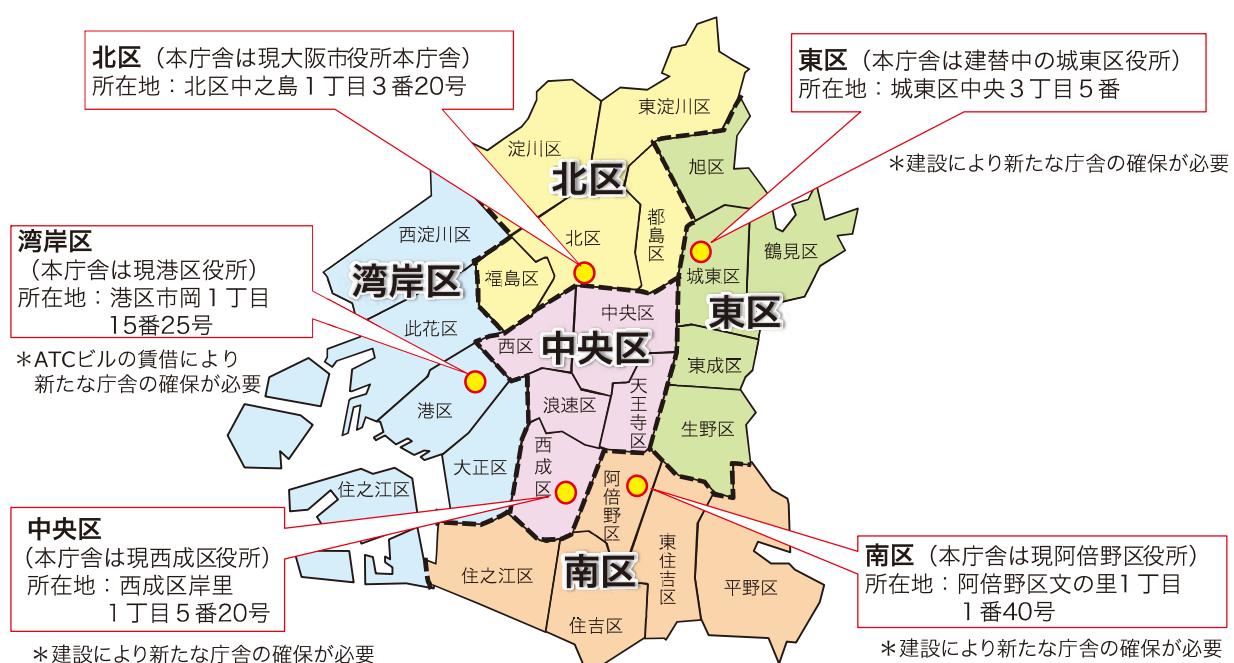
H27.3 府・市両議会で特別区設置協定書を承認

①特別区の設置の日

■特別区の設置の日は、平成29年4月1日です。
現在の大阪市域に5つの特別区が誕生することになります。

②特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数

■特別区の名称・区域、本庁舎（主たる事務所）の位置と議員定数は次のとおりです。

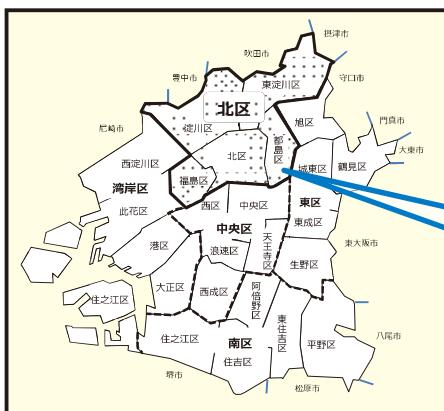


名称	特別区の区域	特別区議会議員の定数	議員の報酬
北区	大阪市都島区、北区、淀川区、東淀川区、福島区	19人	
湾岸区	大阪市此花区、港区、大正区、西淀川区、住之江区（南港北1～3丁目、南港東2～9丁目、南港中1～8丁目、南港南1～7丁目の区域に限る）	12人	市条例（昭和31年条例第32号）に規定する報酬額の3割減
東区	大阪市城東区、東成区、生野区、旭区、鶴見区	19人	
南区	大阪市平野区、阿倍野区、住吉区、東住吉区、住之江区（湾岸区となる区域を除く）	23人	
中央区	大阪市西成区、中央区、西区、天王寺区、浪速区	13人	

ひとくちメモ

現在、大阪市の24区役所及び保健福祉センターで実施している事務は、住民の方々の利便性を確保するため、現在の区役所等を特別区の本庁舎及び支所等にして、窓口業務などを引き続き行うこととしています。

③一I 北区の概要



【特別区の区域】

都島区、北区、淀川区
東淀川区、福島区

【人口】

628,977人(平成22年国勢調査)

【面積】

46.94km²

【本庁舎(主たる事務所)】

現 大阪市役所本庁舎

【区議会議員の定数】

19人

【支所等】

現 都島区役所、現 北区役所、現 淀川区役所

現 東淀川区役所、現 福島区役所

現 東淀川区役所出張所

(現在の区役所等は区の支所等として存続し、引き続き窓口業務などを行います。)



*支所等の名称は仮称

■北区の主要統計

【人口等】

(H22 国勢調査等)

人口	将来推計人口(H47)	昼間人口
628,977人	568,422人	961,509人
年齢別人口比		
15歳未満	15~64歳	65歳以上
10.7%	69.4%	19.9%
世帯数	昼夜間人口比	面積
332,363世帯	153%	46.94km ²

【産業】

(H24 経済センサス等)

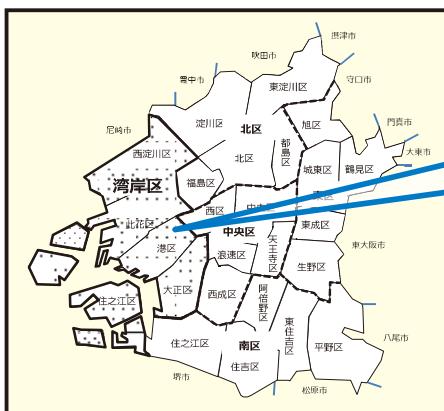
全産業		
総生産額(H21)	事業所数	従業者数
6兆 6,354億円	54,555か所	717,444人
商業販売額		工業出荷額
14兆 7,991億円		1兆 1,781億円

【子育て・教育】

(H25 大阪市学校基本調査等)

保育所	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	大学・短期大学
85カ所	43園	64校	29校	15校	5校

③一Ⅱ 湾岸区の概要



【特別区の区域】

此花区、港区
大正区、西淀川区の全域
住之江区(南港北1~3丁目
南港東2~9丁目、南港中1~8丁目^{南港南1~7丁目の区域に限る})

【人口】

343,986人(平成22年国勢調査)

【面積】

58.39km²

【本庁舎(主たる事務所)】

現 港区役所

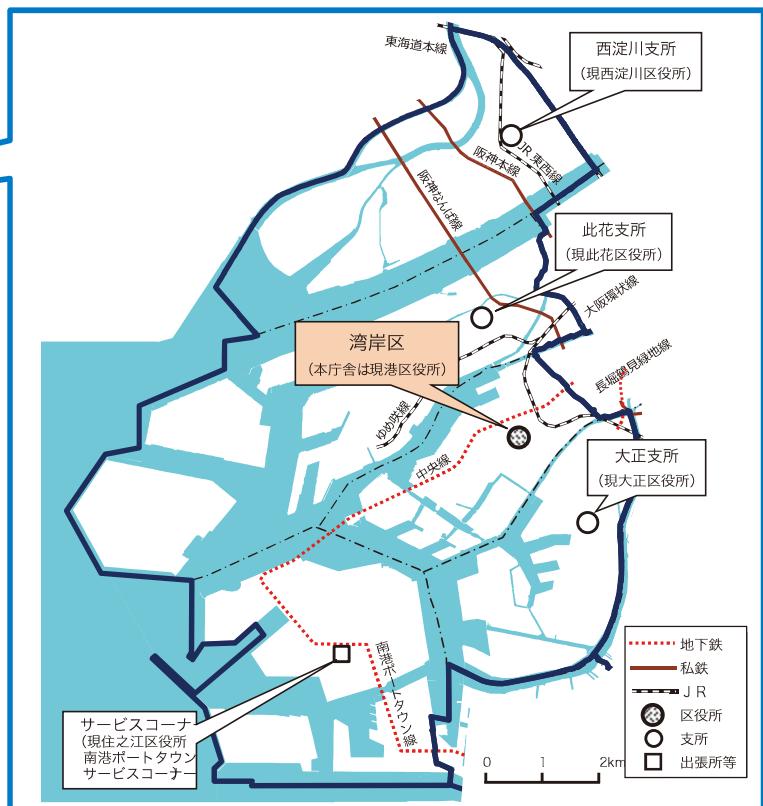
【区議会議員の定数】

12人

【支所等】

現 此花区役所、現 大正区役所、現 西淀川区役所
現 住之江区役所南港ポートタウンサービスコーナー

(現在の区役所等は区の支所等として存続し、引き続き窓口業務などを行います。)



*支所等の名称は仮称

*ATCビルの賃借により新たな庁舎の確保が必要

■湾岸区の主要統計

【人口等】

(H22 国勢調査等)

人口	将来推計人口(H47)	昼間人口
343,986人	276,686人	372,363人
年齢別人口比		
15歳未満	15~64歳	65歳以上
12.5%	64.4%	23.1%
世帯数	昼夜間人口比	面積
154,953世帯	108%	58.39km ²

【産業】

(H24 経済センサス等)

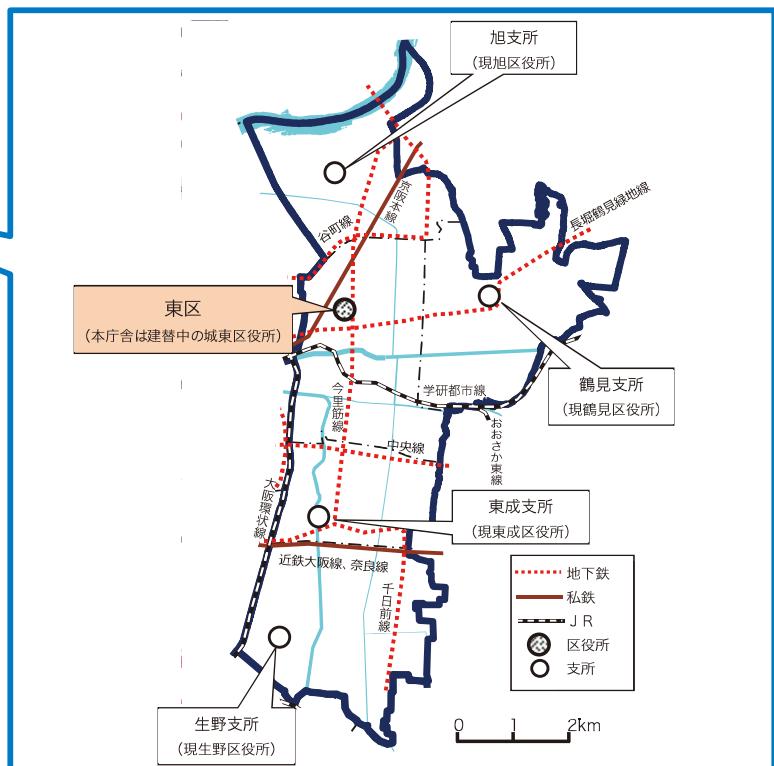
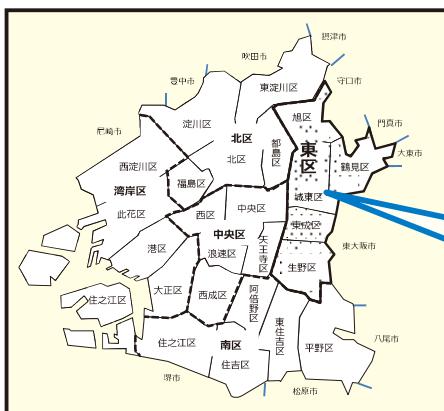
全産業		
総生産額(H21)	事業所数	従業者数
1兆4,334億円	16,200か所	188,286人
商業販売額		工業出荷額
1兆1,308億円		1兆2,279億円

【子育て・教育】

(H25 大阪市学校基本調査等)

保育所	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	大学・短期大学
60カ所	23園	49校	21校	13校	2校

③一Ⅲ 東区の概要



【特別区の区域】

城東区、東成区、生野区
旭区、鶴見区

【人口】

583,709人(平成22年国勢調査)

【面積】

35.81km²

【本庁舎(主たる事務所)】

現在建替中の城東区役所

【区議会議員の定数】

19人

*支所の名称は仮称

*建設により新たな庁舎の確保が必要

【支所】

現 東成区役所、現 生野区役所、現 旭区役所

現 鶴見区役所

(現在の区役所は区の支所として存続し、引き続き窓口業務などを行います。)

■東区の主要統計

【人口等】

(H22 国勢調査等)

人口	将来推計人口(H47)	昼間人口
583,709人	477,388人	547,920人
年齢別人口比		
15歳未満	15~64歳	65歳以上
12.7%	63.7%	23.6%
世帯数	昼夜間人口比	面積
266,696世帯	94%	35.81km ²

【産業】

(H24 経済センサス等)

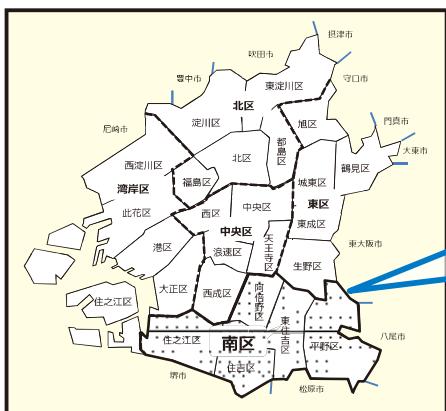
全産業		
総生産額(H21)	事業所数	従業者数
1兆4,643億円	28,276か所	206,466人
商業販売額		工業出荷額
1兆2,873億円		7,267億円

【子育て・教育】

(H25 大阪市学校基本調査等)

保育所	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	大学・短期大学
92カ所	42園	69校	33校	15校	2校

③一IV 南区の概要



【特別区の区域】

平野区、阿倍野区、住吉区
東住吉区の全域
住之江区の一部
(湾岸区となる区域を除く)

【人口】

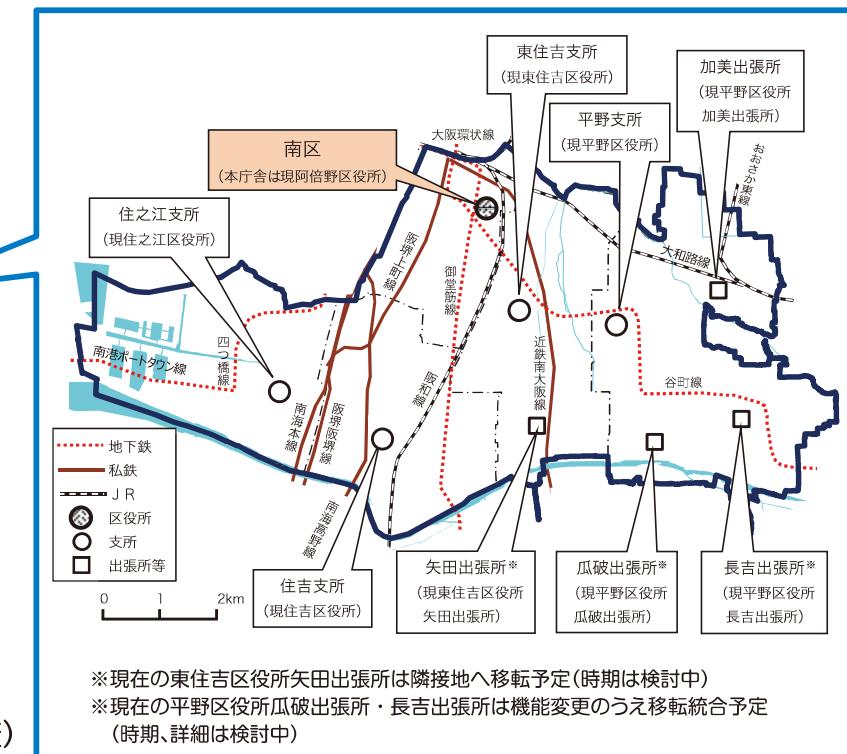
693,405人(平成 22 年国勢調査)

【面積】

50.73km²

【本庁舎(主たる事務所)】

現 阿倍野区役所



*現在の東住吉区役所矢田出張所は隣接地へ移転予定(時期は検討中)

*現在の平野区役所瓜破出張所・長吉出張所は機能変更のうえ移転統合予定
(時期、詳細は検討中)

*支所等の名称は仮称

*建設により新たな庁舎の確保が必要

【区議会議員の定数】

23 人

【支所等】

現 平野区役所、現 住吉区役所、現 東住吉区役所、現 住之江区役所
現 東住吉区役所矢田出張所
現 平野区役所加美出張所・瓜破出張所・長吉出張所
(現在の区役所等は区の支所等として存続し、引き続き窓口業務などを行います。)

■南区の主要統計

【人口等】

(H22 国勢調査等)

人口	将来推計人口(H47)	昼間人口
693,405 人	511,978 人	673,697 人
年齢別人口比		
15 歳未満	15~64 歳	65 歳以上
12.9%	62.7%	24.4%
世帯数	昼夜間人口比	面積
315,466 世帯	97%	50.73km ²

【産業】

(H24 経済センサス等)

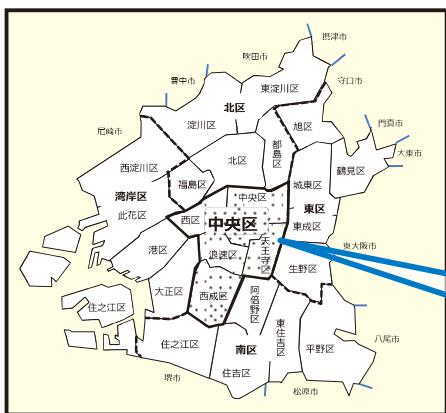
全産業		
総生産額(H21)	事業所数	従業者数
1兆 6,036 億円	29,396 か所	242,621 人
商業販売額		工業出荷額
2兆 905 億円		4,765 億円

【子育て・教育】

(H25 大阪市学校基本調査等)

保育所	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	大学・短期大学
102 カ所	60 園	78 校	43 校	22 校	7 校

③-V 中央区の概要



【特別区の区域】

西成区、中央区、西区
天王寺区、浪速区

（人口）

415,237人(平成22年国勢調査)

【面積】

30.60k m²

【本庁舎(主たる事務所)】

【区議会議員の定数】

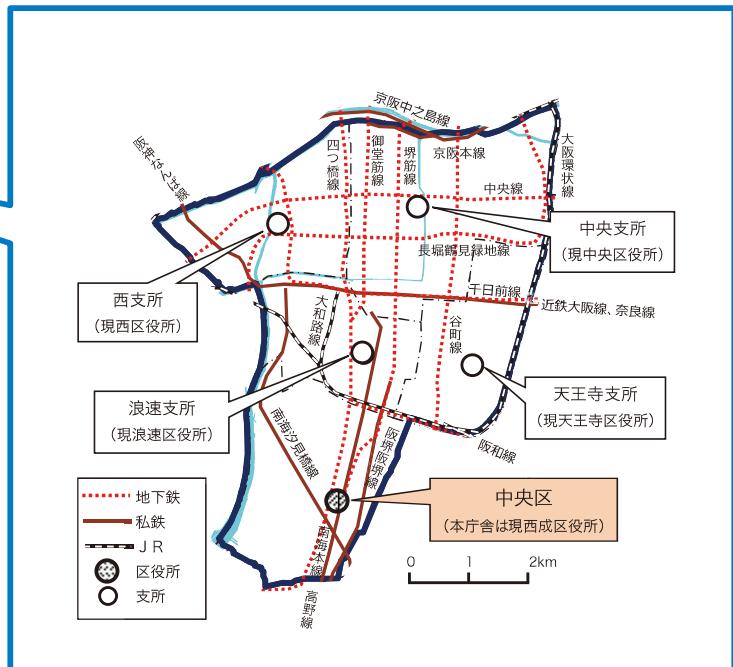
現 西成区役所

【支所】

現 中央区役所、現 西区役所、現 天王寺区役所

現浪速区役所

(現在の区役所は区の支所として存続し、引き続き窓口業務などを行います。)



*支所の名称は仮称

*建設により新たな庁舎の確保が必要

■中央区の主要統計

【人口等】

(H22 国勢調査等)

人口	将来推計人口(H47)	昼間人口
415,237人	444,933人	983,087人
年齢別人口比		
15歳未満	15~64歳	65歳以上
8.8%	68.9%	22.3%
世帯数	昼夜間人口比	面積
242,045世帯	237%	30.60km ²

【産業】

(H24 経済ヤンナフ等)

全産業		
総生産額(H21)	事業所数	従業者数
7兆6,842億円	60,807か所	837,605人
商業販売額		工業出荷額
18兆8,335億円		2,587億円

【子育て・教育】

(H25 大阪市学校基本調査等)

保育所	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	大学・短期大学
56 所	33 園	49 校	28 校	25 校	3 校

④町の名称

*「④町の名称」では、町の名称の取扱いについての考え方をお示ししています。

■基本的な考え方

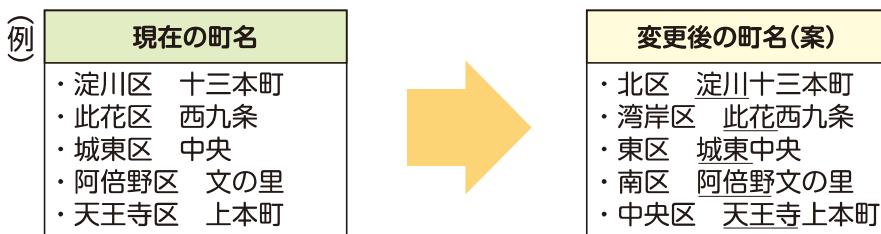
町の名称の取扱いは、地域の歴史、文化などを考慮し、平成29年4月1日(特別区の設置の日)までの間に住民の意見を踏まえて大阪市長が定めます。

(参考)協議会で示した考え方やイメージ

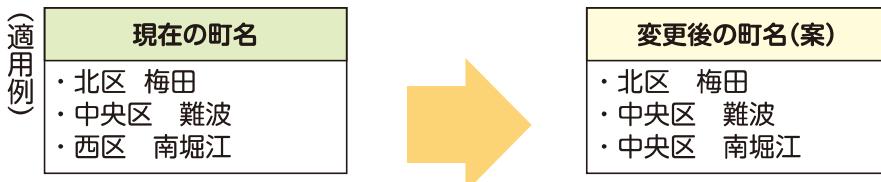
現在の行政区の名称は、地域の歴史や文化を踏まえ、長年使用されてきたものであり、住民にとって愛着があると考えられることから、一定のルールに基づいて、町名に反映します。

◆原則、新たに設置する特別区の名称と現在の町名の間に、現在の行政区名を挿入

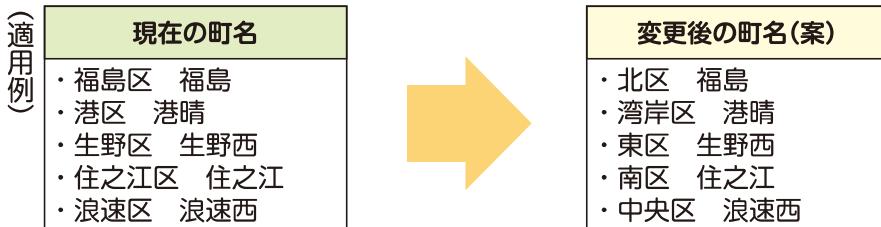
	市区名	行政区名	町名
変更前	大阪市	■■区	○○町 × 丁目
変更後	△△区	-	■■○○町 × 丁目



例外1. 北区・中央区・西区については、旧町名を引き継ぐ観点から、現在の行政区名を挿入しない



例外2. 行政区名と町名が連続する場合は、現在の行政区名を挿入しない(漢字表記も含む)



出典：第15回大阪府・大阪市特別区設置協議会(H26.7.9)

ひとくちメモ

特別区の設置が決まった場合は、例えば町単位で現在の町名の前に行政区名を追加するかどうか、住民のみなさんのご意見をお聞きして決定します。

⑤特別区と大阪府の事務の分担

*地方自治体の事務には、法律等に基づいて実施しなければならない事務(住民票、生活保護など)と、地方自治体の自由な判断で実施できる事務(生涯学習、企業支援など)があります。

*「⑤特別区と大阪府の事務の分担」では、特別区と大阪府が行う仕事の分担をお示ししています。

■ 基本的な考え方

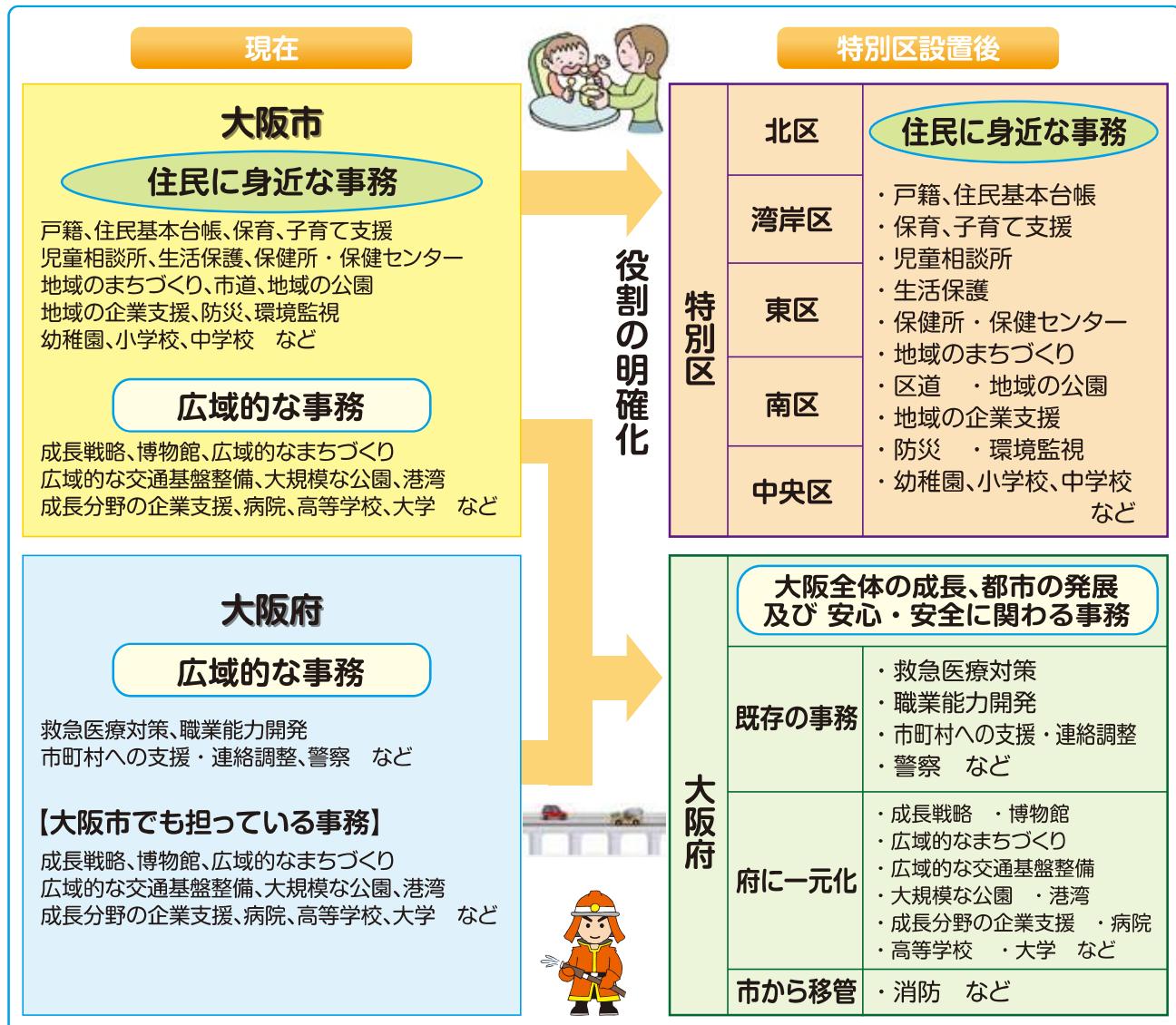
大阪市と大阪府で現在行っている事務について、次の考え方により特別区と大阪府で分担します。

◆特別区は、基礎自治体として、住民に身近な事務を行います。

◆大阪府は、特別区を包括する広域自治体として、大阪全体の成長、都市の発展及び安心・安全に関わる事務などを行います。

- 事務の承継にあたっては、大阪市及び大阪府は、これまで蓄積してきた行政のノウハウ及び高度できめ細かな住民サービスの水準を低下させないよう適正に事務を引き継ぎます。
- 特別区の設置の日以後は、各種事務事業のサービス水準及びその内容の必要性・妥当性について十分な検討を行い、住民の福祉の向上が図られるよう、事務事業の見直しに努めます。

〈事務の分担(イメージ)〉



〈特別区設置後の特別区と大阪府の主な事務の内容〉

特別区	住民に身近な事務	
	住民生活	
	戸籍 住民基本台帳 印鑑登録 パスポート交付 地域振興 地域のスポーツ施設	
	福祉・健康	
	保育 子育て支援 児童相談所 生活保護 高齢者福祉 障がい者福祉 保健所・保健センター	
	まちづくり	
	地域のまちづくり(景観地区、地区計画(大規模な再開発等促進区などを除く)など) 区道 地域の公園 区営住宅	
	産業	消防・防災
	地域の企業支援(商店街など)	防災
大阪府	環境	教育
	環境監視 ごみ収集	幼稚園 小学校 中学校
	*専門性の確保が特に必要なもの、サービスの実施にあたり公平性・効率性を特に確保する必要があるものは、特別区が連携して行います。(P24「⑩一部事務組合、機関等の共同設置」参照)	
	*現在の区役所等を特別区の本庁舎及び支所等にして、窓口業務などを引き続き行うこととしています。(P18「⑥職員の移管」参照)	
	大阪全体の成長、都市の発展及び安心・安全に関わる事務	
	都市経営	都市魅力
	成長戦略 グランドデザイン・大阪	観光 博物館 美術館
	まちづくり	
	広域的なまちづくり(都市再生特別地区、用途地域など) 広域的な交通基盤整備(鉄道、高速道路、国道・府道、空港など) 大規模な公園(大阪城公園、天王寺公園、鶴見緑地など)	港湾 下水道
	産業	消防・防災
	成長分野の企業支援 卸売市場	消防
	健康	教育
	病院 精神保健福祉センター	高等学校 特別支援学校 大学
	*現在大阪市が実施している地下鉄・バス事業は、民営化を進めていますが、平成29年4月1日(特別区の設置の日)までの間に民営化が実現されない場合は、これらの事業は大阪府が行います。	

大阪府

⑥職員の移管(特別区の職員体制)

*職員の移管とは、特別区と大阪府が実施する事務の分担に応じて、大阪市と大阪府の職員を特別区又は大阪府の職員として引き継ぐことです。

*「⑥職員の移管」では、特別区と大阪府の職員体制の考え方をお示ししています。

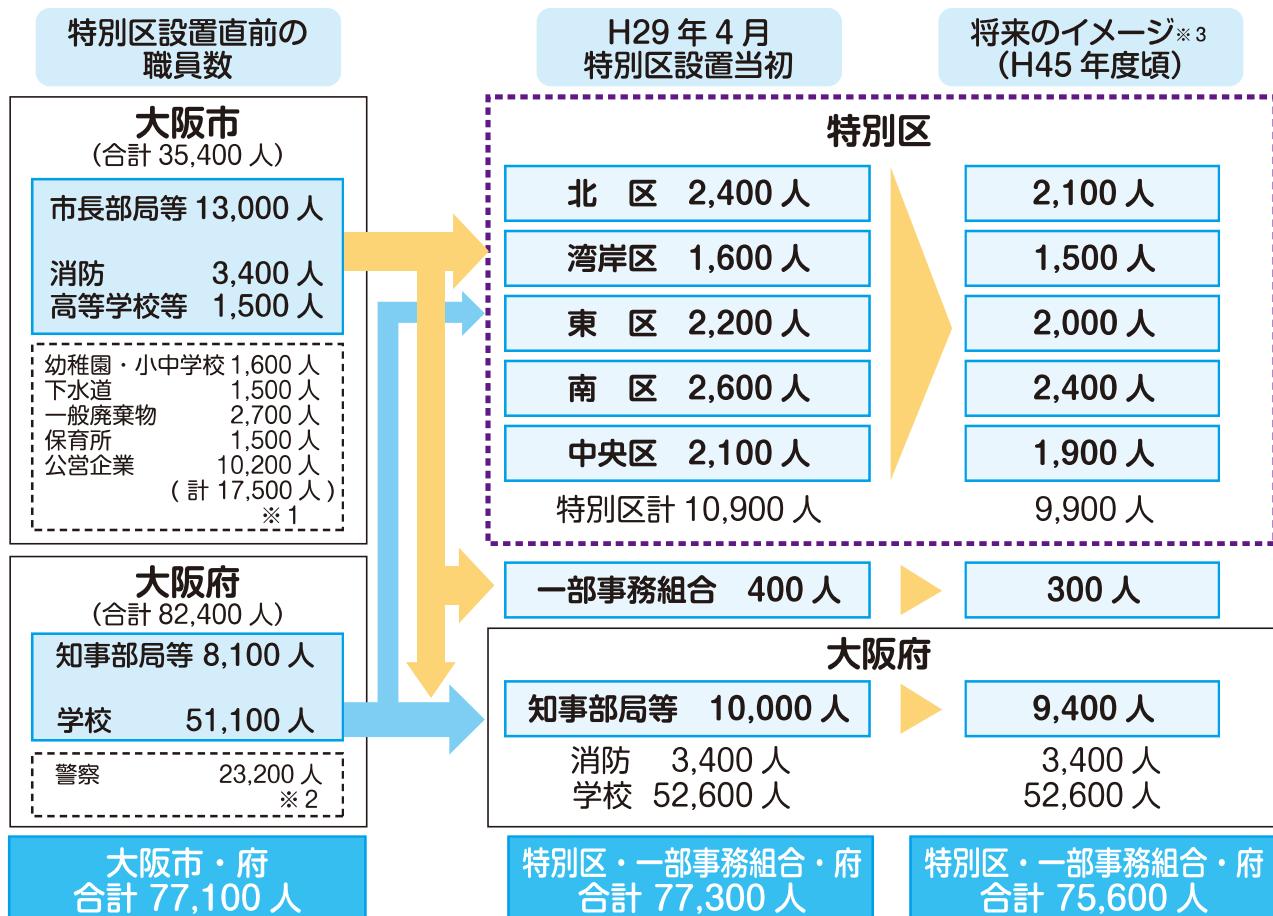


■基本的な考え方

- ◆特別区及び大阪府は、新たな事務の分担に応じ、最適な職員体制を整備します。
- ・特別区は、中核市並みの権限を持ち、住民に身近な事務を行うことから、近隣中核市^{*}5市をモデルとしたうえで、中核市の権限を上回る事務(児童相談所など)や大阪市の特性(生活保護受給世帯数が多いことなど)を考慮した体制を整えます。
※近隣中核市とは、大阪都市圏にあって30万人以上の人団を有する豊中市、高槻市、東大阪市、尼崎市、西宮市の5市
※湾岸区の職員体制は、同じ大阪湾に面している尼崎市や西宮市を含む近隣中核市を参考にしており、防災や危機管理に必要な体制も確保されます。
- ・大阪府は、現在大阪市で行っている成長戦略、都市の発展及び大阪全体の安心・安全に関わる事務を引き継いだ後も、なお引き続き、全国でも有数の効率的な体制をめざします。
- ◆特別区の設置を機に、これまでの大阪市、大阪府の組織の枠にとらわれず、適材適所による最適な職員配置を実施していきます。

■特別区では、区長のもと、独立した自治体として運営を行うための行政組織をそれぞれ整備します。

<職員の移管(イメージ)>

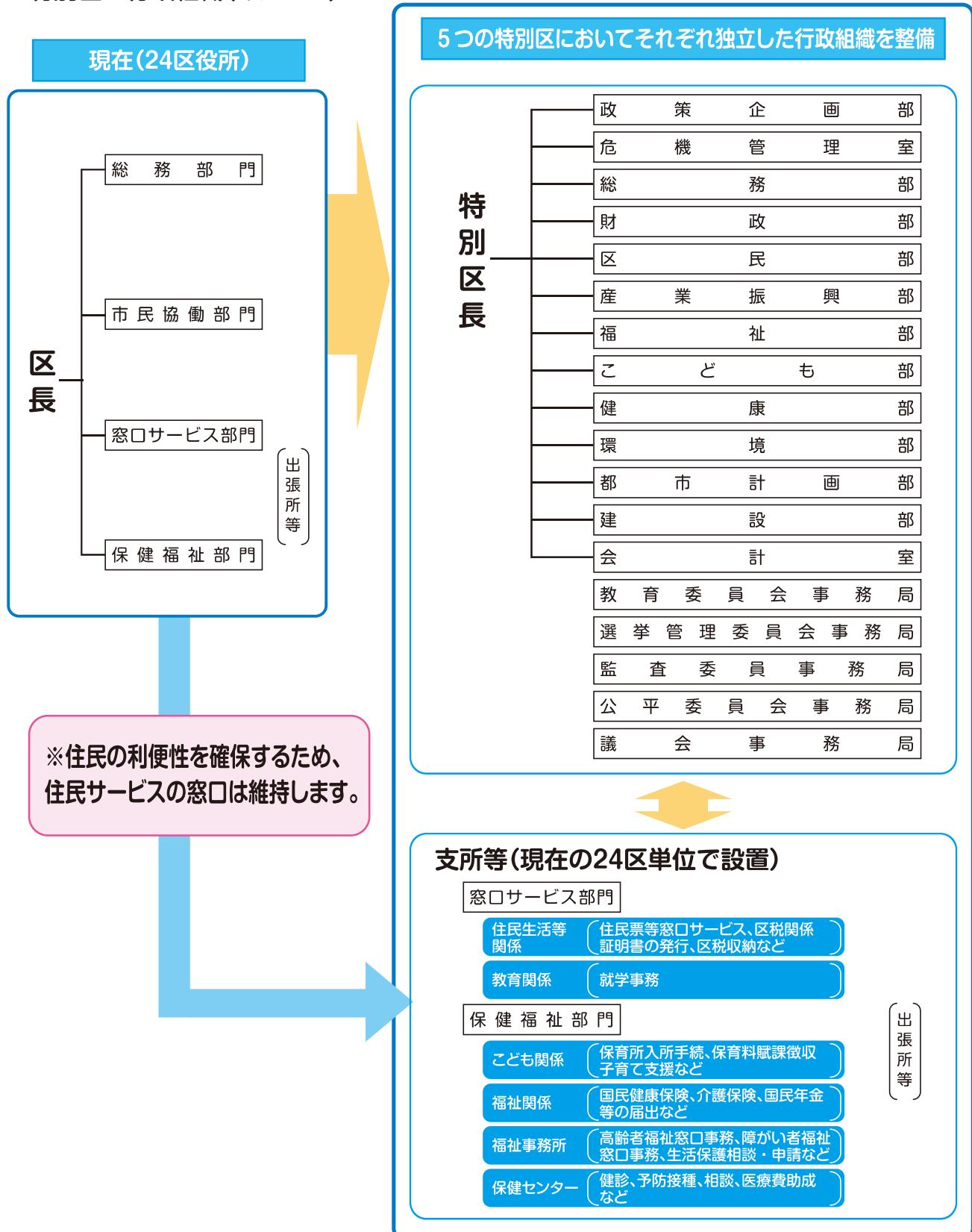


*職員数については、平成26年7月時点での試算数を表しています(退職の動向や民営化等の検討の状況などにより変更があります)

*大阪市の[]内の職員(※1の計17,500人)については、民営化等を検討しているものです。最下段の合計欄は、この17,500人と大阪府の警察23,200人(※2)を除いています

*「将来のイメージ」(※3)は、「基本的な考え方」を踏まえて試算したものであり、行政改革(アウトソーシング等)を進めた場合の見込みです

<特別区の行政組織(イメージ)>



*組織の名称はイメージを表すものであり仮称です

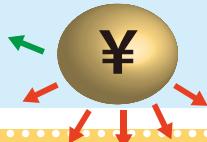
⑦税源の配分・財政の調整

*税源の配分とは、税金の種類ごとに、特別区の税金なのか、大阪府の税金なのかを決めることです。

財政の調整とは、仕事に必要な財源を特別区と大阪府に分けるとともに、各特別区に配る時には特別区ごとで収入に大きな差がでないように調整することです。

*「⑦税源の配分・財政の調整」では、特別区と大阪府の税源の配分、

並びに大阪府と特別区及び各特別区間の財政の調整方法をお示ししています。



■基本的な考え方

◆各特別区で必要なサービスの提供ができる財源を確保し、各特別区間の税収格差を是正します。

◆大阪府には、大阪市から移管される事務に応じた財源を配分します。

■特別区と大阪府に配分する財源は大阪府の特別会計で管理し、その配分割合（大阪府の条例で定める割合）は、特別区の設置後3年間は毎年、その後は概ね3年ごとに大阪府・特別区協議会（仮称）（P25参照）で検証します。

<特別区の財源（イメージ）>

《北区の例》*湾岸区、東区、南区、中央区も同様

みなさんに納めていただく特別区税
・個人市民税
・市たばこ税
・軽自動車税 など

みなさんに納めていただく大阪府税
・法人市民税
・固定資産税
・特別土地保有税
・事業所税
・都市計画税

国

地方交付税

大阪府

一般会計
大阪市から移管
した事務に使用

特別会計
・財政調整財源
・目的税
・地方交付税

特別区財政調整交付金・目的税交付金
(各特別区の税収格差を是正)

*大阪府・特別区協議会（仮称）で協議

北区

湾岸区、東区、南区、中央区
も同様

1. 特別区と大阪府の税源の配分

地域的な税収格差が大きい法人市民税、固定資産税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税の5税を大阪府の税とします。その他の個人市民税、市たばこ税、軽自動車税などは特別区の税とします。

2. 特別区と大阪府の財政の調整

特別区がサービスを行うのに必要な財源を確保します。そのため、各特別区の間で収入に大きな差がないように調整して配分します。

また、大阪府は、大阪市から移管される事務を行うのに必要な財源を受け取ります。

(1) 特別区財政調整交付金

- 財政の調整のために大阪府が特別区に配分するものが、「特別区財政調整交付金」です。この額は、地方自治法で、法人市民税、固定資産税、特別土地保有税の収入額に大阪府の条例で定める割合(配分割合)を掛けて算出する額と定められています。
- また、この算出した額だけでは財政の調整に不足する場合、大阪府の条例で定める額を加算することにしています。

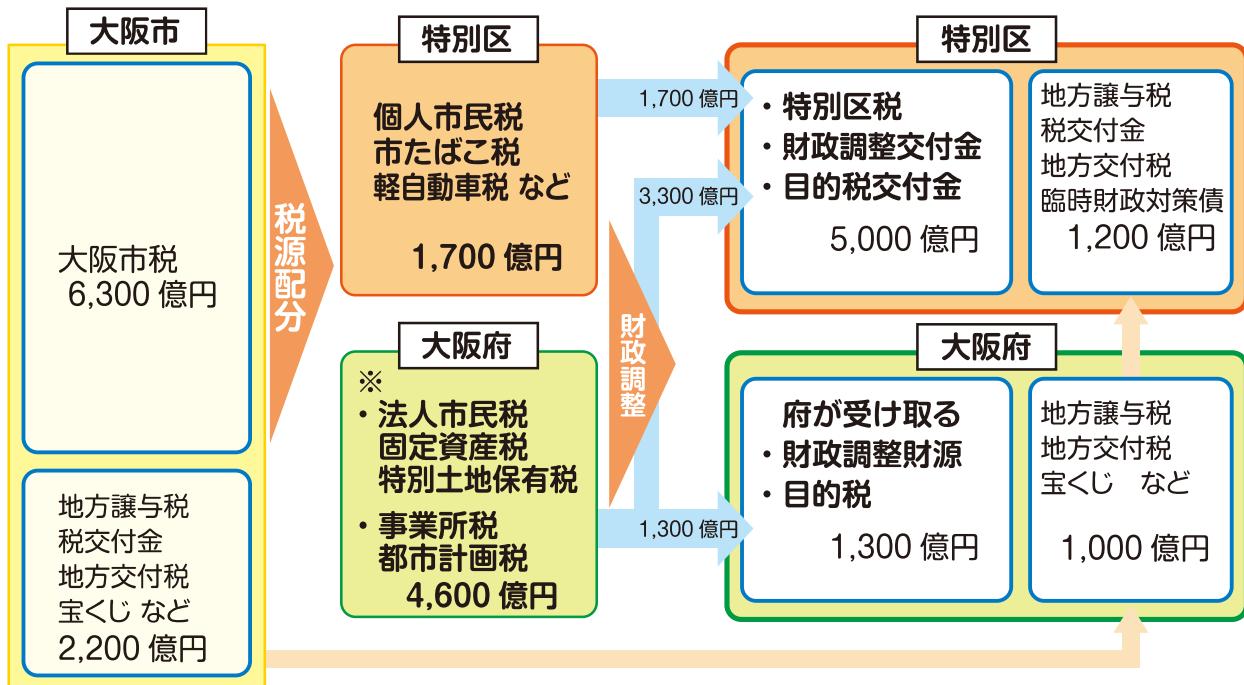
*なお、この配分割合は、消費税など国の制度の影響を受けることから、特別区設置の日までに知事と市長で調整することにしています。

(2) 目的税交付金

- 事業所税と都市計画税は、目的税として、大都市地域における都市環境の整備や、下水道、都市計画道路などの事業に使い道が決められています。
- これらの事業も特別区と大阪府で事務を分担するので、それに見合うように財源を配分します。特別区には、特別区財政調整交付金と区別し、「目的税交付金」として配ります。

<税源の配分と徴収後のお金の流れ(イメージ)>

*財政調整財源・目的税(4,600億円)は、大阪府の特別会計で管理し、その配分割合を特別区設置後3年間は毎年、その後は概ね3年毎に大阪府・特別区協議会(仮称)で検証します。その際、大阪府の受け取る財政調整財源等が大阪市から移管された事務の分担に応じて使われているか検証します。



平成 24 年度決算に基づく試算

財政調整財源の配分割合は、平成 24 年度決算に基づいて試算した場合、特別区 77 : 大阪府 23 となります。なお、上記 2 (1)* のとおり、この配分割合については、特別区設置の日までに知事と市長で調整します。

⑧大阪市の財産の取扱い

*大阪市の財産とは、学校・公園等の土地や建物、株式、貸付金等の債権、様々な目的のために積み立てている基金(いわゆる貯金)などのことです。

*「⑧大阪市の財産の取扱い」では、これらの財産の承継先をお示ししています。



■基本的な考え方

大阪市の財産は、市民が長い歴史の中で築き上げてきた貴重なものです。

これを踏まえ、財産をその性質に応じて以下の2つに区分し、適切に承継します。

- ◆学校や公園など、住民サービスを進めるうえで必要な財産は、事務の分担に応じて、特別区又は大阪府が承継します。
- ◆株式、出資による権利や債権、基金等の財産は、特別区が承継することが基本です。大阪府が処理する事務に密接不可分な財産に限り、大阪府が承継します。

◆大阪府が承継する財産は、事業が終了した後、その取扱いについて大阪府・特別区協議会(仮称) [P25 参照]で協議します。

1. 学校や公園など、住民サービスに必要な財産の取扱い (行政財産など)

◆財産に関連する事務の分担に応じて、所在地の特別区や大阪府がそれぞれ承継します。

承継先		主なもの
特別区	所在地の特別区	幼稚園、小・中学校、市(区)営住宅、市(区)道、地域の公園、中央図書館など
	一部事務組合	市(区)民学習センター、中央体育館、大阪プール、斎場など
大阪府		高等学校、博物館、国・府道、大規模な公園、消防施設など

2. 株式、債権や基金など、上記以外の財産の取扱い (普通財産など)

◆特別区が承継することを基本とします。

◆大阪府は、港湾、空港、高速道路、大学などの広域的な事業、財務リスクの管理、発行済みの大阪市債の返済といった、大阪府が処理する事務に密接不可分な財産に限り、承継します。

<特別区が承継する財産とその配分方法>

区分	主なもの	配分方法
①株式・出資による権利	関西電力株式など法人・会社への出資金や株式	各特別区に等分
②債権	府育英会貸付金など各種法人への貸付金	各特別区に等分
	災害援護資金貸付金など個人向けの貸付金	各特別区の残高に応じて配分
③基金	財政調整基金、各種目的の積立基金など	人口によって按分
	区政推進基金など地域が特定された基金	関係する特別区に配分
上記以外のもの	未利用地*など	所在地の特別区に承継

*未利用地のうち処分(売却)するものとされた「処分検討地」は、一部事務組合に引き継いで、特別区共有の財産として売却に取り組みます。

<大阪府が承継する財産>

区分	主なもの
①株式・出資による権利	大阪港埠頭(株)、関西国際空港土地保有(株)、ATC(株)などの株式 阪神高速関係の独立行政法人、市立大学への出資など
②債権	大阪港埠頭(株)、関西国際空港土地保有(株)、ATC(株)などへの貸付金 阪神高速関係の独立行政法人、市立大学への貸付金など
③基金	公債償還基金(大阪市債の償還のための積立基金) 財政調整基金の一部(ATCなど3社の「財務リスク」とされる借入金残高に限る)

3. 公営企業等の財産の取扱い

◆公営企業等が取得・保有している財産は、事業を承継する団体が会計ごとまとめて承継します。

承継先	対象となる事業
特別区 (一部事務組合)	水道事業、工業用水道事業
大阪府	中央卸売市場事業、港湾事業、下水道事業

◆特別区設置の日までに地下鉄・バス事業が民営化されない場合は、大阪府が承継先となります。
特別区の設置後に民営化されたときは、新会社の株式は、特別区に配分します。

<財産の承継(イメージ)>

*百億円未満を四捨五入した数値を表示。そのため、内訳と合計額が合致しない

大阪市の財産	承継先	大阪府が承継する財産の 主な内容(億円)																																								
7兆6,900億円	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">特別区等 (75.1%) 5兆7,700億円</td> <td>土地・建物・物品</td> <td>5兆5,400億円</td> <td rowspan="4">《株式》 大阪港埠頭(株) 300 関空土地保有(株) 500 ATCなど3社 400 《出資》 阪神高速関係 1,200 市立大学 1,000</td> </tr> <tr> <td>株式・出資</td> <td>600億円</td> </tr> <tr> <td>債権</td> <td>600億円</td> </tr> <tr> <td>基金</td> <td>1,200億円</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">大阪府 (24.9%) 1兆9,100億円</td> <td>土地・建物・物品</td> <td>1兆 300億円</td> <td rowspan="4">《基金》 公債償還基金 4,200 財政調整基金(一部) 400</td> </tr> <tr> <td>株式・出資</td> <td>3,500億円</td> </tr> <tr> <td>債権</td> <td>800億円</td> </tr> <tr> <td>基金</td> <td>4,600億円</td> </tr> </table>	特別区等 (75.1%) 5兆7,700億円	土地・建物・物品	5兆5,400億円	《株式》 大阪港埠頭(株) 300 関空土地保有(株) 500 ATCなど3社 400 《出資》 阪神高速関係 1,200 市立大学 1,000	株式・出資	600億円	債権	600億円	基金	1,200億円	大阪府 (24.9%) 1兆9,100億円	土地・建物・物品	1兆 300億円	《基金》 公債償還基金 4,200 財政調整基金(一部) 400	株式・出資	3,500億円	債権	800億円	基金	4,600億円	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">特別区等 (75.1%) 5兆7,700億円</td> <td>土地・建物・物品</td> <td>5兆5,400億円</td> <td rowspan="4">《株式》 大阪港埠頭(株) 300 関空土地保有(株) 500 ATCなど3社 400 《出資》 阪神高速関係 1,200 市立大学 1,000</td> </tr> <tr> <td>株式・出資</td> <td>600億円</td> </tr> <tr> <td>債権</td> <td>600億円</td> </tr> <tr> <td>基金</td> <td>1,200億円</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">大阪府 (24.9%) 1兆9,100億円</td> <td>土地・建物・物品</td> <td>1兆 300億円</td> <td rowspan="4">《基金》 公債償還基金 4,200 財政調整基金(一部) 400</td> </tr> <tr> <td>株式・出資</td> <td>3,500億円</td> </tr> <tr> <td>債権</td> <td>800億円</td> </tr> <tr> <td>基金</td> <td>4,600億円</td> </tr> </table>	特別区等 (75.1%) 5兆7,700億円	土地・建物・物品	5兆5,400億円	《株式》 大阪港埠頭(株) 300 関空土地保有(株) 500 ATCなど3社 400 《出資》 阪神高速関係 1,200 市立大学 1,000	株式・出資	600億円	債権	600億円	基金	1,200億円	大阪府 (24.9%) 1兆9,100億円	土地・建物・物品	1兆 300億円	《基金》 公債償還基金 4,200 財政調整基金(一部) 400	株式・出資	3,500億円	債権	800億円	基金	4,600億円
特別区等 (75.1%) 5兆7,700億円	土地・建物・物品		5兆5,400億円	《株式》 大阪港埠頭(株) 300 関空土地保有(株) 500 ATCなど3社 400 《出資》 阪神高速関係 1,200 市立大学 1,000																																						
	株式・出資		600億円																																							
	債権		600億円																																							
	基金	1,200億円																																								
大阪府 (24.9%) 1兆9,100億円	土地・建物・物品	1兆 300億円	《基金》 公債償還基金 4,200 財政調整基金(一部) 400																																							
	株式・出資	3,500億円																																								
	債権	800億円																																								
	基金	4,600億円																																								
特別区等 (75.1%) 5兆7,700億円	土地・建物・物品	5兆5,400億円	《株式》 大阪港埠頭(株) 300 関空土地保有(株) 500 ATCなど3社 400 《出資》 阪神高速関係 1,200 市立大学 1,000																																							
	株式・出資	600億円																																								
	債権	600億円																																								
	基金	1,200億円																																								
大阪府 (24.9%) 1兆9,100億円	土地・建物・物品	1兆 300億円	《基金》 公債償還基金 4,200 財政調整基金(一部) 400																																							
	株式・出資	3,500億円																																								
	債権	800億円																																								
	基金	4,600億円																																								

*金額はH24一般会計・政令等特別会計の決算数値などを用いて集計。特別区設置の日までの間に数量や金額の変更が生じます。

⑨大阪市の債務の取扱い

*大阪市の債務には、大阪市債と債務負担行為があります。

- ◆ 大阪市債とは、建設事業等を行うための資金について、年度を越えて借り入れる借金のことです。
- ◆ 債務負担行為とは、複数年度にまたがり学校の建設工事などの契約を行い、次年度以降の債務の負担を約束することです。

*「⑨大阪市の債務の取扱い」では、これらの債務の承継先や負担方法をお示ししています。



■基本的な考え方

- ◆ 大阪市が負担していた債務は、確実に履行していきます。
- ◆ 発行済みの大坂市債は、大阪府が承継します。その返済費用は、大阪府や特別区などが、事務の分担に応じて負担します。
- ◆ 債務負担行為は、事務の分担に応じて、大阪府や特別区が承継します。

1. 大阪市債の取扱い

- ◆ 発行済みの大坂市債は、大阪府がまとめて承継します。
- ◆ 収支費用は、大阪府、特別区などが、事務の分担などに応じて負担します。
 - ・一般会計等の市債は、事務の分担割合に応じて、大阪府が3割、特別区が7割を負担します。
 - ・各特別区の負担額は、人口を基本に按分します。
- ◆ 大阪府や各特別区の負担額は、税源の配分や財政調整の仕組みによって必要な財源が確保されます。

2. 大阪市債以外の債務の取扱い(債務負担行為)

- ◆ 年度を越えて支出を予定している債務は、それぞれの事務に応じて、大阪府や特別区が承継します。
- ◆ ATC、MDC、クリスタ長堀にかかる財務リスク(損失補償債務)は、大阪府が承継します。
また、将来に財政負担が発生した場合の備えとして、財政調整基金の一部を大阪府に承継します。
なお、財務リスクがなくなったときは、財政調整基金をはじめ財務リスク関連の財産の取扱いについて、特別区に配分することを基本に、大阪府・特別区協議会(仮称) [P25 参照]で協議します。

<債務の承継(イメージ)>

*百億円未満を四捨五入した数値を表示。そのため、割合は合致しない

大阪市の債務	承継先		
大阪市債 3兆3,000億円	大阪府 (100%)	3兆3,000億円	
大阪市債以外の債務 (債務負担行為) 1,300億円	大阪府 (18.8%)	200億円	
	特別区等 (68.7%)	900億円	
	大阪府と特別区等の所管が混在するもの (12.5%)	200億円	

*金額はH24一般会計・政令等特別会計の決算数値などを用いて集計。特別区設置の日までの間に数量や金額の変更が生じます。

⑩一部事務組合、機関等の共同設置

*これらは、特別区が連携して仕事を行うために法律で定められた仕組みの一つです。

一部事務組合は、複数の地方公共団体が、事務を共同して処理するために設ける団体のことです。

機関等の共同設置は、複数の地方公共団体が、共同で組織を設置する仕組みのことです。

*「⑩一部事務組合、機関等の共同設置」では、これらの仕組みで行う事務をお示ししています。

■基本的な考え方

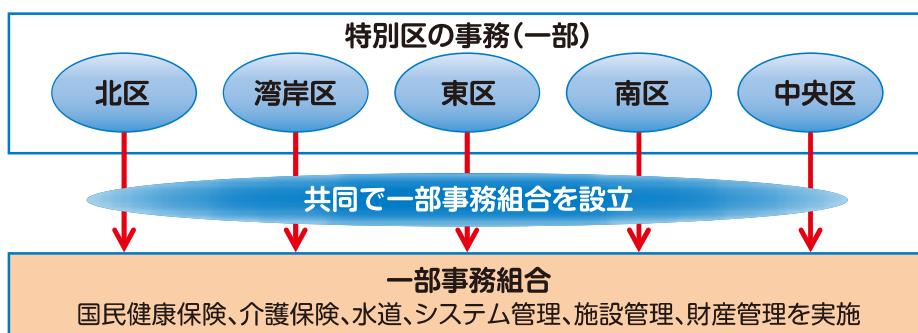
特別区が担う事務は、各特別区において実施することを原則としますが、専門性の確保が特に必要なもの、サービスの実施にあたり公平性・効率性を特に確保する必要があるものについては、一部事務組合や機関等の共同設置等により、特別区が連携して行います。

1. 全特別区による一部事務組合

実施する事務

- ・国民健康保険事業
 - ・介護保険事業
 - ・水道事業及び工業用水道事業
 - ・システム管理
 - ・施設管理(弘済院、障がい者スポーツセンター、中央体育館、泉南メモリアルパークなど)
 - ・財産管理(売却予定地の管理・処分など)
- *特別区の事務：約1,670事務 → そのうち、約120事務を一部事務組合で実施
(半数はシステム管理事務)

<一部事務組合(イメージ)>



«大阪府内における一部事務組合の事例(全31組合)»

平成26年11月25日現在

(例)	事務の内容	組合名	設立年月日	構成団体
	消防	大東四條畷消防組合	H25.11.1	大東市、四條畷市
	処理場 (し尿・ごみ)	南河内環境事業組合	S42.10.19	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、太子町 千早赤阪村

2. 全特別区による機関等の共同設置

身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所、監査委員・監査委員事務局

3. 特別区及び他の市町村による一部事務組合・広域連合

現在、大阪市が構成団体となっている一部事務組合等については、引き続き特別区が構成団体となって事務を行います。

淀川左岸・淀川右岸・大和川右岸水防事務組合、大阪府後期高齢者医療広域連合
大阪市・八尾市・松原市環境施設組合が行っている事務

⑪大阪府・特別区協議会(仮称)～大阪府と特別区の連絡調整の場～

*「⑪大阪府・特別区協議会(仮称)」では、委員構成や協議事項などについての考え方をお示ししています。

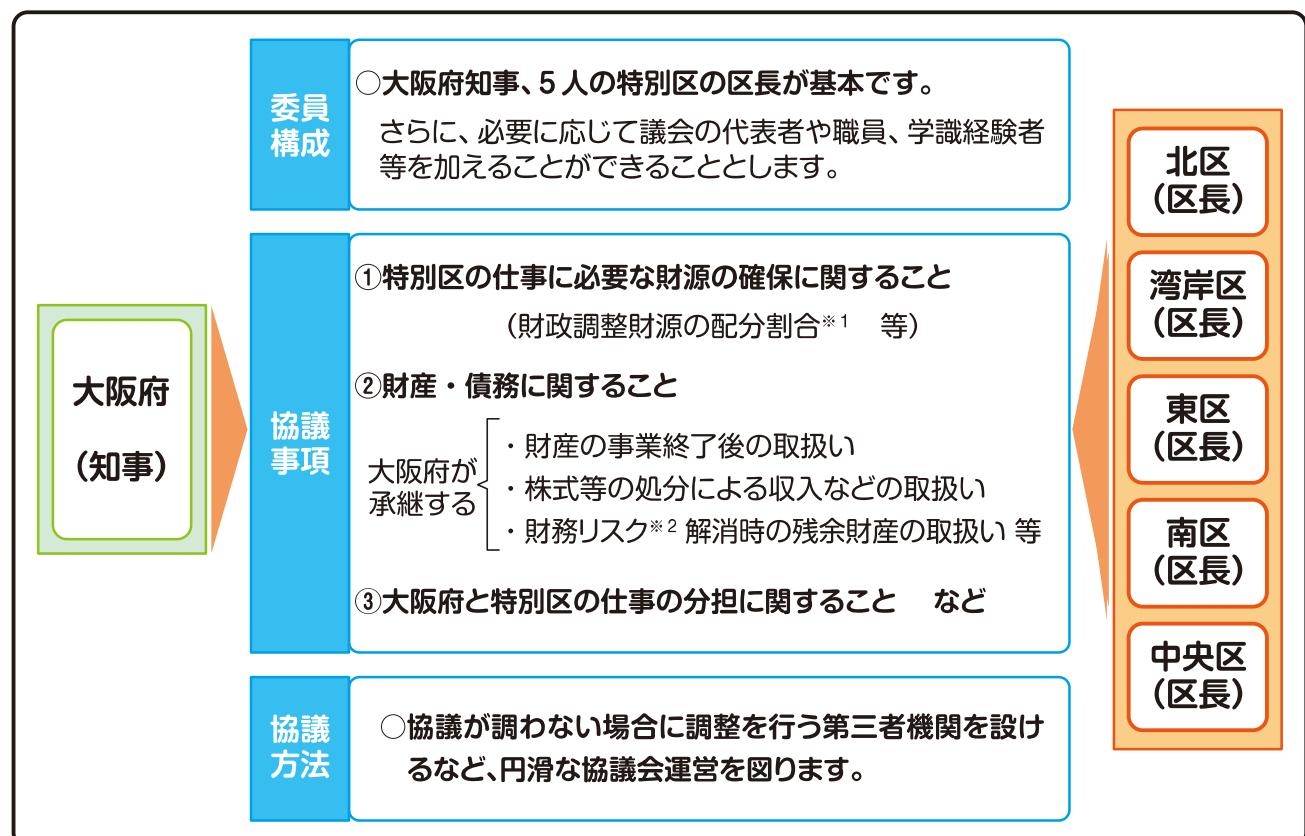
■基本的な考え方

- ◆大阪府と特別区及び特別区相互の間の協議・調整のため、法律に基づいて大阪府・特別区協議会(仮称)を設置します。
- ◆知事と区長が、特別区の仕事に必要な財源の確保(財政調整財源の配分割合)や大阪市から大阪府へ承継した財産の取扱いなど、特別区にとって重要な事項について、対等・協力の立場で協議・調整します。
- ◆協議が調わない場合に備えて第三者機関を設け、円滑な協議・調整を図ります。



*特別区設置が決定した場合、上記基本的な考え方に基づき、具体的な仕組みづくりを進めていきます。

<大阪府・特別区協議会(仮称)のすがた>



* 1 P19「⑦税源の配分・財政の調整」参照

* 2 P23「⑨大阪市の債務の取扱い」参照

【参考】地方自治法 第282条の2第1項

都及び特別区の事務の処理について、都と特別区及び特別区相互の間の連絡調整を図るため、都及び特別区をもつて都区協議会を設ける。

⑫各特別区の長期財政推計【粗い試算】

出典：第17回大阪府・大阪市特別区設置協議会(H26.7.23)

■推計の目的・位置づけ・まとめ

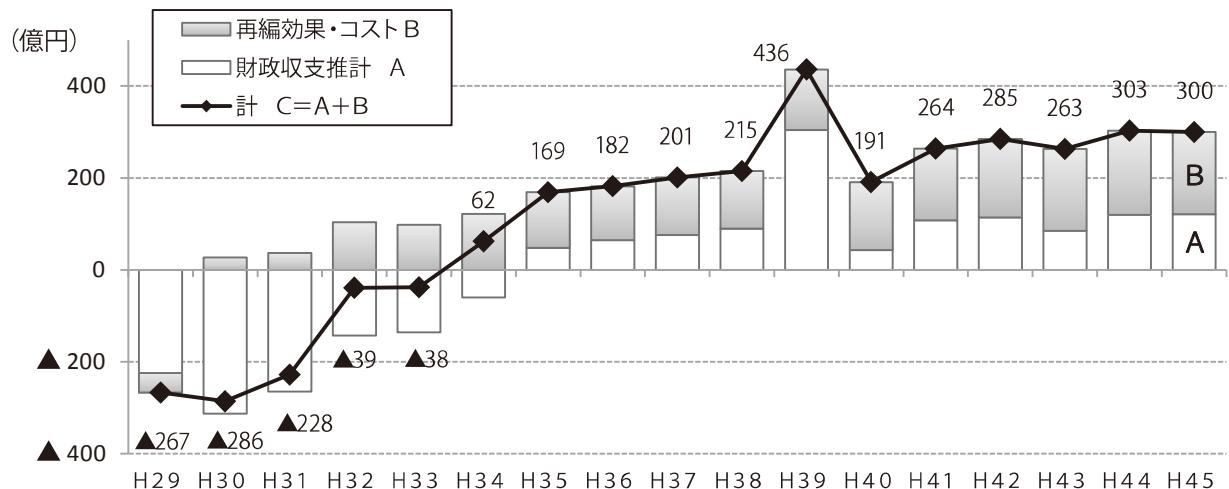
- ◆特別区を設置した場合に、5つの特別区それぞれの財政運営が可能かどうかを検証するため、特別区ごとの長期財政推計を作成しました。
- ◆この長期財政推計の結果からは、特別区の財政運営は十分可能です。



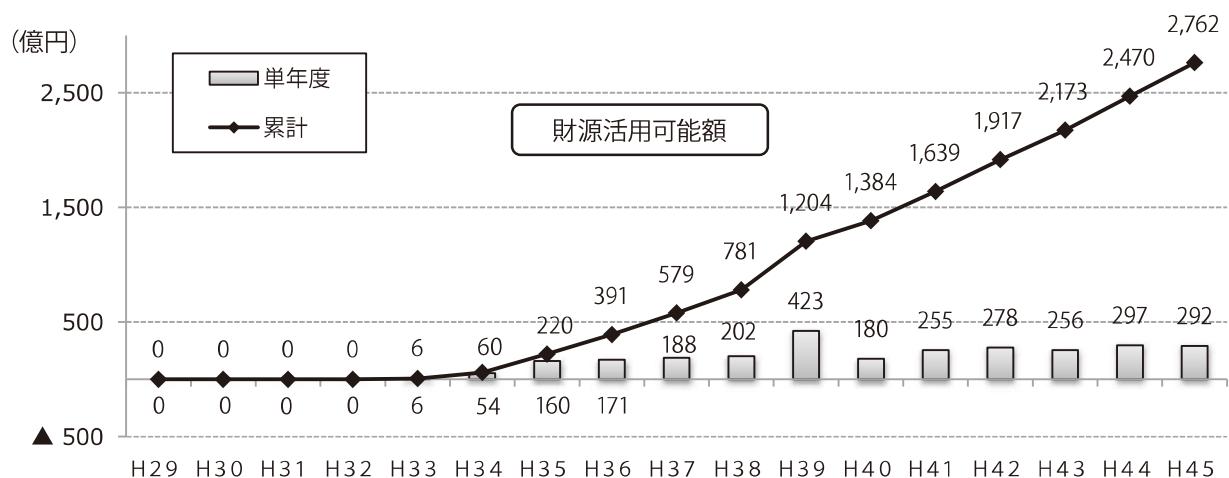
財源活用可能額(今までの事業を拡充したり、新規事業などに回すことができる財源)は、徐々に拡大して、H45年度には約292億円、H29～45年度の累計では、約2,762億円となる見込み

特別区全体

*以下、各表の数値は一般財源ベース



財源対策後

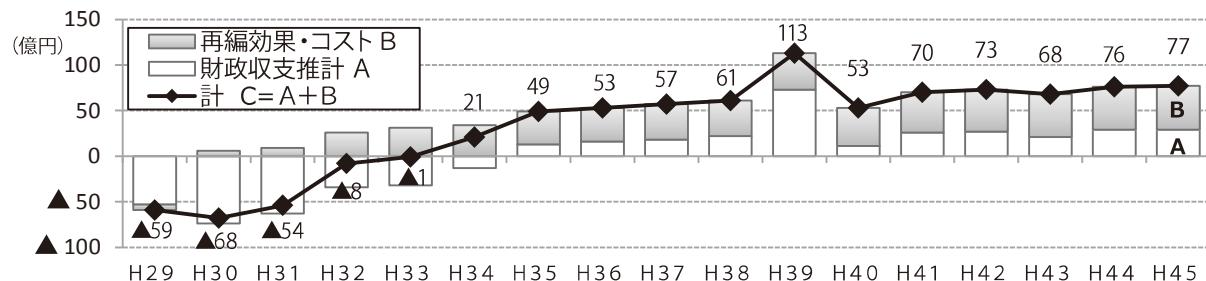


(1) 北区

*各グラフ上の注釈については、推計から読み取れる見込み数値を記載しています

◆H31 年度まで約 50 億円を超える収支不足が続くが、H34 年度には収支不足が解消

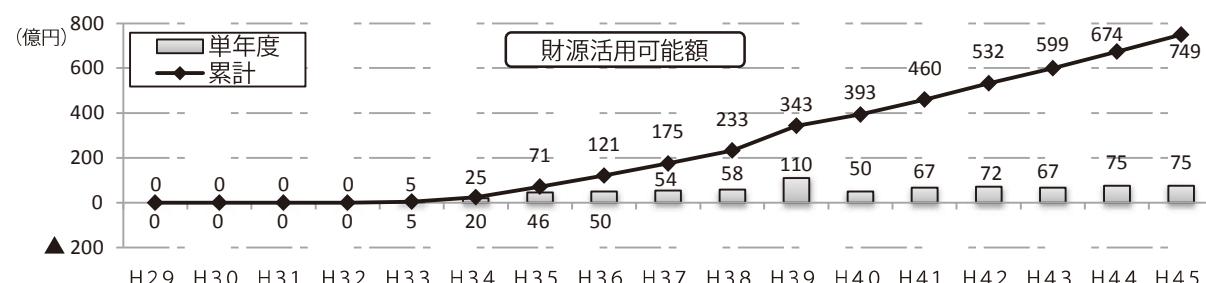
◆H45 年度の単年度収支では、約 77 億円のプラス



財源対策後

◆収支不足に対しては、各年度とも財源対策を講じることにより対応が可能

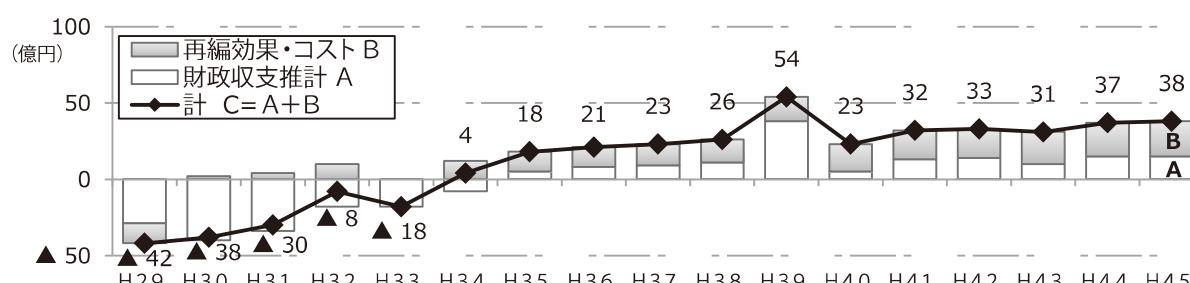
◆H33 年度には財源活用可能額が発生し、徐々に拡大して H45 年度には約 75 億円、H29~45 年度の累計では約 749 億円となる見込み



(2) 湾岸区 (ATC を庁舎として活用した場合)

◆H31 年度まで約 30 億円を超える収支不足が続くが、H34 年度には収支不足が解消

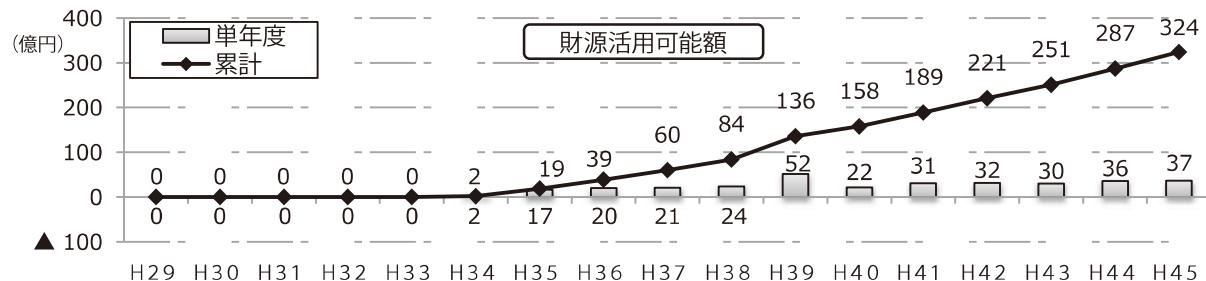
◆H45 年度の単年度収支では、約 38 億円のプラス



財源対策後

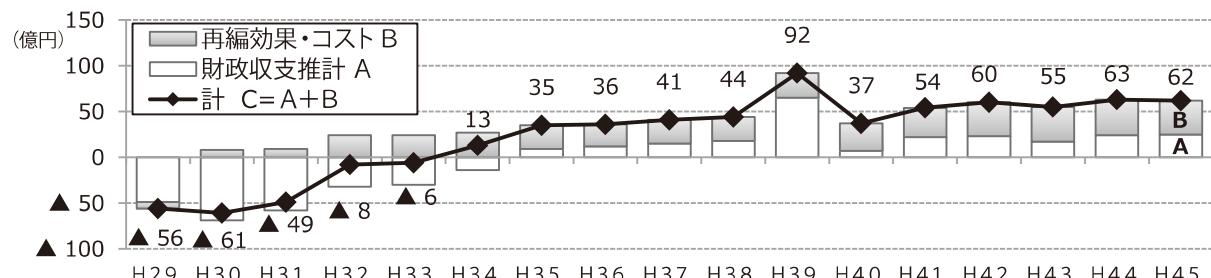
◆収支不足に対しては、各年度とも財源対策を講じることにより対応が可能

◆H34 年度には財源活用可能額が発生し、徐々に拡大して H45 年度には約 37 億円、H29~45 年度の累計では約 324 億円となる見込み



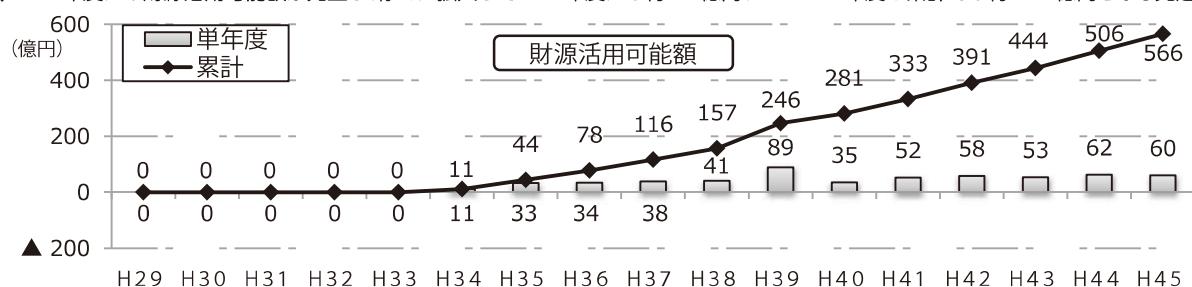
(3) 東区

- ◆H31 年度まで約 50 億円を超える収支不足が続くが、H34 年度には収支不足が解消
- ◆H45 年度の単年度収支では、約 62 億円のプラス



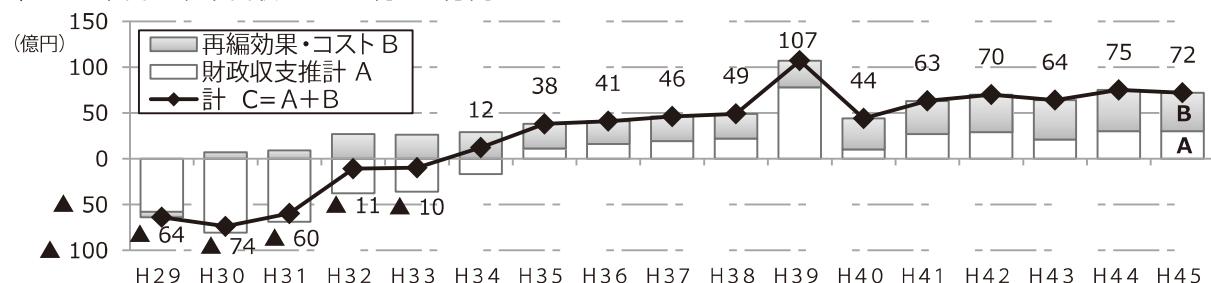
財源対策後

- ◆収支不足に対しては、各年度とも財源対策を講じることにより対応が可能
- ◆H34 年度には財源活用可能額が発生し、徐々に拡大してH45 年度には約 60 億円、H29~45 年度の累計では約 566 億円となる見込み



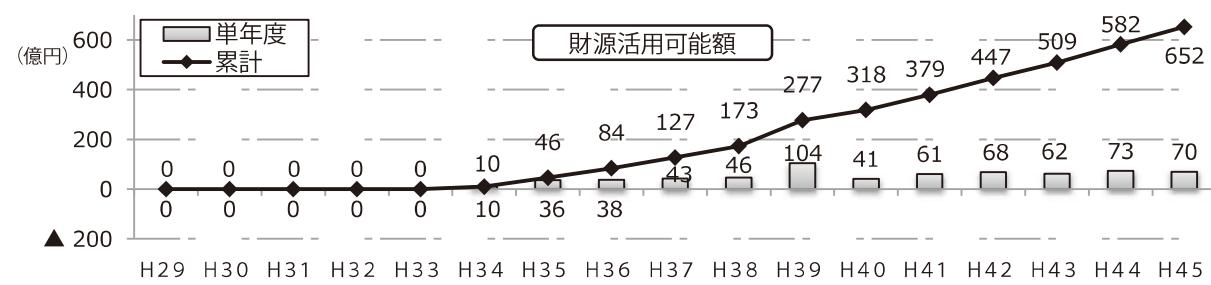
(4) 南区

- ◆H31 年度まで約 60 億円を超える収支不足が続くが、H34 年度には収支不足が解消
- ◆H45 年度の単年度収支では、約 72 億円のプラス



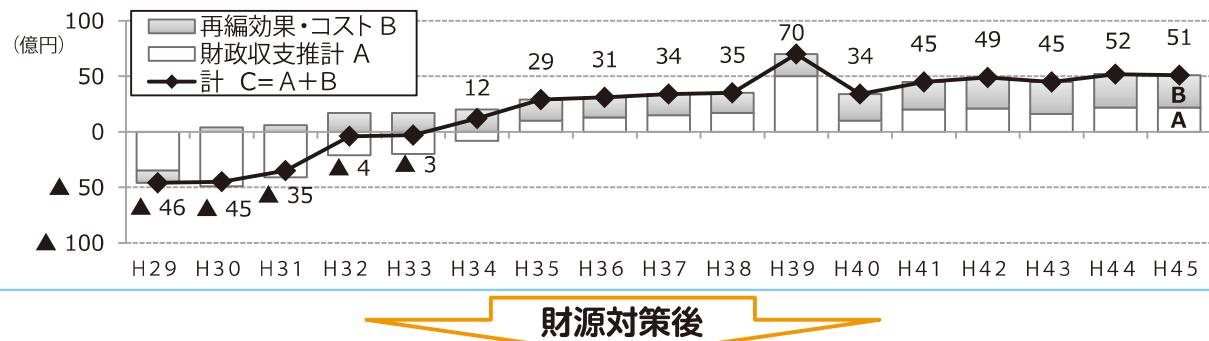
財源対策後

- ◆収支不足に対しては、各年度とも財源対策を講じることにより対応が可能
- ◆H34 年度には財源活用可能額が発生し、徐々に拡大してH45 年度には約 70 億円、H29~45 年度の累計では約 652 億円となる見込み

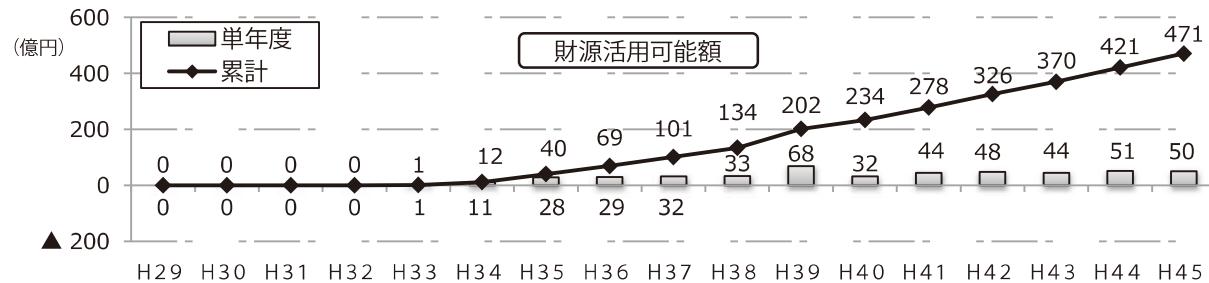


(5) 中央区

- ◆H31 年度まで約 30 億円を超える収支不足が続くが、H34 年度には収支不足が解消
- ◆H45 年度の単年度収支では、約 51 億円のプラス



- ◆収支不足に対しては、各年度とも財源対策を講じることにより対応が可能
- ◆H33 年度には財源活用可能額が発生し、徐々に拡大してH45 年度には約 50 億円、H29~45 年度の累計では約 471 億円となる見込み



(6) 大阪府

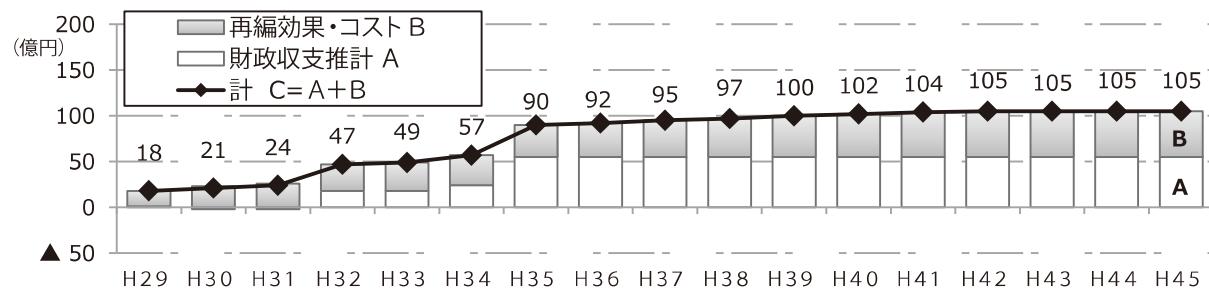
～大阪市からの移管事務にかかる収支～

- ◆事業再編の効果などにより、制度移行初年度から約 17 億円の効果額が発現し、以降は徐々に拡大して、H45 年度には約 105 億円、H29~45 年度の累計では約 1,316 億円となる見込み

【大阪府における再編効果の活用】

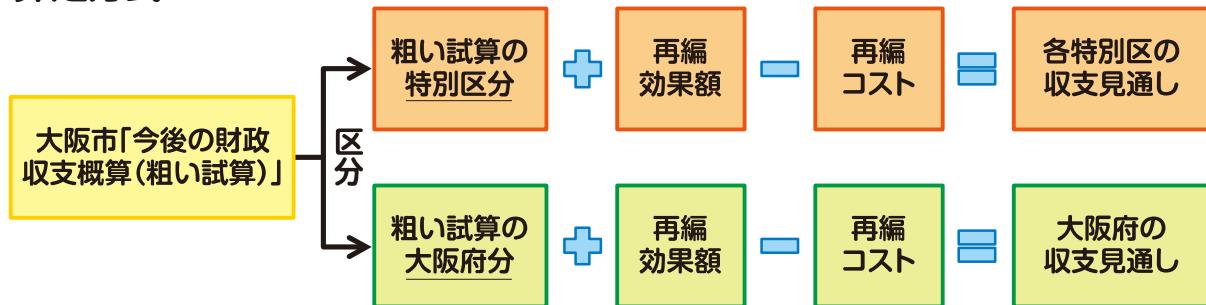
制度移行当初から財源活用可能額が生じるが、これらについては以下のようないくつかの活用が考えられる

- 特別区の収支不足に活用する
- 大阪府での新規投資や移転事務の拡充に活用 など



■ 長期財政推計を行うにあたっての考え方

1. 算定方式



2. 再編効果額と再編コスト

■再編効果額

- ・府市再編の効果額の試算にあたっては、
 - 府市統合本部における事業統合や民営化などの取組み(地下鉄、一般廃棄物、病院など)、市政改革における事業見直し
 - 職員体制の再編による効果額を算定しています。
- ・長期財政推計では、これらの金額から、大阪市の「今後の財政収支概算」に既に算入されているものなどを除き、再編効果額としています。
- ・平成 29 年度から 45 年度までの累計では、特別区分で約 2,630 億円、大阪府分で約 756 億円、合計約 3,386 億円を計上しています。

■再編コスト

- ・再編コストとして、最初にかかる費用は、システム改修経費、新庁舎建設経費など約 600 億円、毎年かかる費用はシステム運用経費など約 20 億円必要と試算しています。
*不足執務室面積対応：湾岸区 ATC 貸借・改修、東区・南区・中央区 新庁舎建設の場合

3. 財源対策

特別区全体では、平成 29 年度から 33 年度の 5 年間で約 858 億円の収支不足額*が見込まれるため、その不足分を解消する必要があります。

各年度とも以下の例のような財源対策を講じることにより対応は可能で、平成 34 年度には収支不足が解消する見込みです。

*上記の収支不足額は、平成 26 年 4 月版の大阪市の財政収支見通しで示されている収支不足額 (H29 ~ 33 年度で約 1,049 億円の不足) を踏まえて推計しており、その影響を受けているもの

【財源対策(例)】

- ・土地の売却
- ・各特別区の財政調整基金(貯金)の取り崩し
- ・大阪府からの貸付
- ・地方債の発行

【留意事項】

この推計は、税収の伸び率など一定の前提条件をおいたうえで行った粗い試算であり、相当の幅をもつて見る必要があります。

みなさんからよくある質問にお答えします

問1. 特別区になっても住民サービスは維持されるの？

答1. 現在の大阪市の住民サービスの水準は維持することとしています。

協定書では、事務の承継に当たり、大阪市及び大阪府は、これまで蓄積してきた行政のノウハウ及び高度できめ細かな住民サービスの水準を低下させないよう適正に事務を引き継ぐこととしています。

財政調整制度により、必要なサービスの提供ができる財源を確保することとしています。

問2. これまで納めていた税金や水道料金などは高くなるの？

答2. 特別区の設置により、高くなることはありません。

税は、特別区設置日に、それ以前の大坂市税と同じ税率としており、水道料金などについても同様の考え方です。

協定書では、それぞれの税目の取扱いについては、地方税法に定めるところによるほか、大阪府及び大坂市の条例の例によるものとすることとしています。

問3. これまでの地域のコミュニティや地域の行事などはなくなるの？

答3. 特別区の設置により、なくなることはありません。

問4. 今ある区役所がなくなるの？

答4. 今の区役所は特別区の本庁舎と支所になるため、なくなることはありません。

特別区名	本庁舎(主たる事務所)	支 所
北区	現大阪市役所本庁舎	現都島区役所、現北区役所、現淀川区役所、現東淀川区役所 現福島区役所
湾岸区	現港区役所	現此花区役所、現大正区役所、現西淀川区役所
東区	現在建替中の城東区役所	現東成区役所、現生野区役所、現旭区役所、現鶴見区役所
南区	現阿倍野区役所	現平野区役所、現住吉区役所、現東住吉区役所、現住之江区役所
中央区	現西成区役所	現中央区役所、現西区役所、現天王寺区役所、現浪速区役所

協定書では、大阪市の24区役所及び保健福祉センターの窓口業務などは、住民の利便性を確保するため、現在の区役所等を特別区の本庁舎及びその支所等とすることにより実施することとしています。

問5.町名は変更になるの？

答5.現在の町名は残ります。

今後、例えば町単位で現在の町名の前に行政区名を追加するかどうか、住民のみなさんのご意見をお聞きして決定します。

[原則の考え方]

	市区名	行政区名	町名
変更前	大阪市	■■区	○○町×丁目
変更後	△△区	—	■■○○町×丁目

例

現在の町名
・淀川区 十三本町 ・此花区 西九条 ・城東区 中央 ・阿倍野区 文の里 ・天王寺区 上本町

A large yellow arrow points from the '現在の町名' (Current Town Names) table to the '変更後の町名(案)' (Proposed Town Names) table. The '現在の町名' table lists five districts with their respective town names. The '変更後の町名(案)' table shows the same districts with the addition of the district name before the town name, such as '北区 淀川十三本町'.

変更後の町名(案)
・北区 淀川十三本町 ・湾岸区 此花西九条 ・東区 城東中央 ・南区 阿倍野文の里 ・中央区 天王寺上本町

問6.運転免許証や国民健康保険証などの住所変更の手続きをしないといけないの？

答6.これまでの市町村合併の事例では、運転免許証や国民健康保険証をはじめ住所変更の手続をしていただく必要はありませんでした。

同様に、住民のみなさんにできる限り手続をしていただく必要がないように調整します。

問7.特別区の設置後に、区名や町名を変更することはできるの？

答7.特別区設置後の区名や町名の変更は可能です。

区長が名称の変更を議会に提案し、区議会で過半数の賛成があれば、変更できます。

問8.大阪府は大阪都に名称が変更になるの？

答8.法令の適用上は都とみなされますが、名称は現在と同じ大阪府のままでです。大阪都になるためには、別に法律で定める必要があります。

説明会の開催日時及び会場

「特別区設置協定書」について「住民説明会」を開催します

※説明内容は、いずれの日時・会場でも同じです。

開催日	【午前の部】 開場: 9時30分 説明会: 10時30分～12時30分	【午後の部】 開場: 13時 説明会: 14時～16時	【夜間の部】 開場: 17時30分 説明会: 18時30分～20時30分
4月14日(火)	浪速区民センター 浪速区稻荷2-4-3 Tel: 6568-2171(定員: 310名)	阿倍野区民センター 阿倍野区阿倍野筋4-19-118 Tel: 4398-9877(定員: 450名)	コミュニティプラザ平野 平野区長吉出戸5-3-58 Tel: 6704-1200(定員: 840名)
4月15日(水)	市民交流センターひがしそみよし 東住吉区矢田5-8-14 Tel: 6697-3311(定員: 280名)	住吉区民センター 住吉区南住吉3-15-56 Tel: 6694-6100(定員: 630名)	都島区民センター 都島区中野町2-16-25 Tel: 6352-6100(定員: 350名)
4月16日(木)	城東区民ホール 城東区中央1-3-6 Tel: 6932-2000(定員: 490名)	鶴見区民センター 鶴見区横堤5-3-15 Tel: 6912-3971(定員: 560名)	西淀川区民ホール 西淀川区御幣島3-13-3 Tel: 6472-6000(定員: 380名)
4月17日(金)	港区民センター 港区弁天2-1-5 Tel: 6572-0020(定員: 380名)	西区民センター 西区北堀江4-2-7 Tel: 6531-1400(定員: 420名)	旭区民センター 旭区中宮1-11-14 Tel: 6955-1307(定員: 490名)
4月18日(土)	西成区役所 4階 西成区岸里1-5-20 Tel: 6659-9683(定員: 300名)	生野区民センター 生野区勝山北3-13-30 Tel: 6716-3020(定員: 450名)	東住吉区民ホール 東住吉区東田辺1-13-4 Tel: 4399-9734(定員: 420名)
4月19日(日)	大阪会館 中央区本町4-1-52 Tel: 6261-9351(定員: 700名)	大阪会館(★) 中央区本町4-1-52 Tel: 6261-9351(定員: 700名)	淀川区民センター 淀川区野中南2-1-5 Tel: 6304-9120(定員: 420名)
4月20日(月)	東淀川区民ホール 東淀川区豊新2-1-4 Tel: 4809-9734(定員: 380名)	福島区民センター 福島区吉野3-17-23 Tel: 6468-1771(定員: 420名)	西成区民センター 西成区岸里1-1-50 Tel: 6651-1131(定員: 490名)
4月21日(火)	天王寺区民センター 天王寺区生玉寺町7-57 Tel: 6771-9981(定員: 420名)	東成区民センター 東成区大今里西3-2-17 Tel: 6972-0717(定員: 430名)	住之江区民ホール 住之江区御崎3-1-17 Tel: 6682-9734(定員: 490名)
4月22日(水)	大正区民ホール 大正区千島2-7-95 Tel: 4394-9734(定員: 490名)	住吉区民センター 住吉区南住吉3-15-56 Tel: 6694-6100(定員: 630名)	大淀コミュニティセンター 北区本庄東3-8-2 Tel: 6372-0213(定員: 350名)
4月23日(木)	住之江区民ホール 住之江区御崎3-1-17 Tel: 6682-9734(定員: 490名)	新大阪イベントホール レ ルミエール 淀川区西中島5-5-15 新大阪セントラルタワー北館2階 Tel: 6308-1155(定員: 700名)	平野区民ホール 平野区平野南1-2-7 Tel: 6790-4000(定員: 350名)

*説明内容は、いずれの日時・会場でも同じです。

開催日	【午前の部】 開場: 9時30分 説明会: 10時30分～12時30分	【午後の部】 開場: 13時 説明会: 14時～16時	【夜間の部】 開場: 17時30分 説明会: 18時30分～20時30分
4月24日(金)	大阪市中央公会堂 北区中之島1-1-27 Tel: 6208-2002(定員: 1,100名)	東淀川区民ホール 東淀川区豊新2-1-4 Tel: 4809-9734(定員: 380名)	此花区民ホール 此花区四貴島1-1-18 Tel: 6463-1100(定員: 350名)
4月25日(土)	ホテル大阪ベイタワー ベイタワーホール(★) 港区弁天1-2-1 ORC200 4階 Tel: 6573-3131(定員: 1,000名)	NHK大阪ホール(★) 中央区大手前4-1-20 Tel: 6937-6000(定員: 1,400名)	NHK大阪ホール(★) 中央区大手前4-1-20 Tel: 6937-6000(定員: 1,400名)
4月26日(日)	ハービスホール 大ホール(★) 北区梅田2-5-25 ハービスOSAKA 地下2階 Tel: 6343-7776(定員: 1,000名) * 4/26 当日のみ通話可	ハービスホール 大ホール(★) 北区梅田2-5-25 ハービスOSAKA 地下2階 Tel: 6343-7776(定員: 1,000名) * 4/26 当日のみ通話可	城東区民ホール 城東区中央1-3-6 Tel: 6932-2000(定員: 490名)

●この説明会は、大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づき、市長が開催するものです。

●できるだけ多数の方にご参加いただける会場として、各区の会場以外に(★)印の会場をご用意しております。

交通の便がよい会場として、特に4月19日(日)は本町で、25日(土)は大手前で、26日(日)は梅田で、それ2回ずつ開催しますので、ご都合のよろしい回にご来場ください。

●各会場への案内図などは、P35以降の「説明会会場地図」をご確認ください。

「住民説明会」にご来場の皆さまへ ご案内とお願い

- * この説明会は、大阪市民の方を対象とさせていただいております。受付の際に、大阪市民であることを確認させていただきますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願ひいたします。
(お住まいを確認できる書類の例：運転免許証、健康保険証、住所・氏名を確認できる郵便物など)
- * 受付は先着順とし、定員に達した時点で受付を終了させていただきますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。
- * 説明会開始時間の1時間前から開場いたしますので、時間に余裕をもってお越しください。
- * 横断幕やプラカード、太鼓などの鳴り物、拡声器や長尺物などの会場内への持ち込みはご遠慮ください。会場内の安全を確保するため、受付時にお手荷物の確認及び金属探知機によるチェックを行いますので、ご協力をお願いいたします。
- * 会場内での飲食・喫煙はできませんので、あらかじめご了承ください。
- * 手話通訳を行いますので、ご覧いただきやすい席をご希望の方は、受付にお申し出ください。
- * ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

説明会の内容、開催日程等については、ホームページでもお知らせしています。

また、各会場ともインターネット中継を予定しております。詳しくはホームページをご確認ください。

特別区設置協定書 住民説明会

検索

説明会会場地図

大淀コミュニティセンター
(地下鉄・阪急天神橋筋六丁目駅
徒歩 8 分)



都島区民センター
(地下鉄・JR 京橋、JR 桜ノ宮、
大阪城北詰 各駅徒歩 10 分)



福島区民センター
(地下鉄野田阪神、JR 海老江、
阪神野田 各駅徒歩 5 分)



此花区民ホール
(阪神千鳥橋駅 徒歩 2 分)



西区民センター
(地下鉄西長堀駅 徒歩 2 分)



港区民センター
(地下鉄・JR 弁天町駅 徒歩 7 分)



大正区民ホール
(市バス大正区役所前 下車すぐ)



天王寺区民センター
(地下鉄四天王寺前夕陽ヶ丘駅 徒歩 1 分)



浪速区民センター
(地下鉄桜川駅 徒歩 7 分)



説明会会場地図

西淀川区民ホール
(JR 御幣島駅 徒歩 10 分)



淀川区民センター
(阪急十三駅 徒歩 7 分)



東淀川区民ホール
(阪急淡路、上新庄
各駅徒歩 15 分)



東成区民センター
(地下鉄今里駅 徒歩 3 分)



生野区民センター
(JR 桃谷駅 徒歩 15 分)



旭区民センター
(地下鉄千林大宮、京阪森小路
各駅徒歩 10 分)



城東区民ホール
(JR・京阪京橋駅 徒歩 15 分)



鶴見区民センター
(地下鉄横堤駅 下車すぐ)



阿倍野区民センター
(地下鉄・阪堺上町線阿倍野駅 徒歩 2 分)



説明会会場地図

住之江区民ホール (地下鉄住之江公園、南海住吉大社各駅徒歩 10 分)	住吉区民センター (南海沢ノ町駅 徒歩 5 分、JR 我孫子町駅 徒歩 10 分)	東住吉区民ホール (地下鉄駒川中野駅 徒歩 7 分、JR 南田辺駅 徒歩 10 分、近鉄針中野駅 徒歩 15 分)
市民交流センター ひがしうみよし (近鉄矢田駅 徒歩 13 分)	コミュニティプラザ平野 (平野区民センター) (地下鉄出戸駅 徒歩 5 分)	平野区民ホール (地下鉄平野駅 徒歩 10 分)
西成区役所 (地下鉄岸里駅 下車すぐ)	西成区民センター (地下鉄岸里駅 下車すぐ)	大阪市中央公会堂 (地下鉄・京阪淀屋橋駅徒歩 5 分、京阪なにわ橋駅下車すぐ)

説明会会場地図

大阪会館
(地下鉄本町駅 徒歩 1分)



**新大阪イベントホール
レ ルミエール**
(地下鉄・JR 新大阪駅 徒歩 5分)



ホテル大阪ベイタワー
(地下鉄・JR 弁天町駅 徒歩 3分)



NHK 大阪ホール
(地下鉄谷町四丁目駅 徒歩 3分)



ハービスホール
(地下鉄西梅田、阪神梅田各駅徒歩 6分、
JR 大阪駅徒歩 7分)



最寄駅からの時間は目安です。
会場へは、時間にゆとりをもってお越しください。

（複数行用）

お問い合わせ

大阪府市大都市局 総務企画担当 電話 06-6208-9728 FAX 番号 06-6202-9355

特別区設置協定書やこれまでの議論経過などはホームページからご覧いただけます。

[特別区設置協定書](#)

検索